

第四十六回 参議院農林水産委員会會議録第四十号

昭和三十九年六月二日(火曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

六月一日
野田 俊作君 温水 三郎君
亀井 光君 木島 義夫君

六月二日
高田 恒雄君 田畑 金光君

補欠選任
青田源太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

梶原 茂嘉君
櫻井 志郎君
森 八三三君
渡辺 勘吉君
北條 尚八君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
北口 龍徳君
仲原 善一君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
堀本 宜実君
山崎 齊君
大河原 次君
大森 創造君
戸叶 武君
矢山 有作君

政府委員

農林政務次官 松野 孝一君
農林省農林 松岡 亮君
事務局側
常任委員 安樂城敏男君
会専門員

事務局側

本日、の會議に付した案件
○食料品総合小売市場管理法案(内閣提出、衆議院送付)
○理事の辞任及び補欠互選の件

○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を開きます。

委員の異動について報告いたします。六月一日付をもって、委員野田俊作君、亀井光君が辞任され、その補欠として温水三郎君、木島義夫君が委員に選任されました。

○委員長(青田源太郎君) 食料品総合小売市場管理法案を議題とし、質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、御発言を願います。
○大河原 次君 局長にちよっとお伺いしますが、従来消費流通の問題がしばしば国会の中にも論議された点でございしますが、それは常に、消費流通問題については、中央の卸売り市場という問題点にしばられて、特に今日の中央卸売り市場の問題と、今後の中央卸

売り市場におけるあるべき姿として、その問題点が指摘されて、論議を重ねられてきたわけでありまして、今回はただ総合小売市場の開設、これによるいわゆる今日の一番マージンの高いと言われる小売り価格を押さえていくのだという、そういう観点に立っておられるようでありまして、今回の小売り市場開設によって、今後の問題になってまいりました中央卸売り市場に対する何らかの改善、改革をやるのだという、そういう前提に立っての考え方であるかどうか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 生鮮食料品の流通対策というところにつきましては、もう数年来、国会におかれましては、また政府内部におかれましては問題にされてまいりましたわけでございます。

それで、政府といたしましては、数年前に、法律に基づきまして臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会を設置いたしました。その答申を得たわけでございます。ただ、その答申が必ずしもはつきりした結論を得ない部分が相当ございまして、前回、中央卸売市場法を一部改正いたしましたときには、施設の整備、それからその他周辺地市場に対する対策等、ごく一部分の改正にとどまったのでございます。その後、消費者物価の値上がり、あるいは流通問題というものがさらに問題として大きくなってまいりましたので、昨年、実は現行の中央卸売り市場のもとにおける各種の対策を、昨年以來とってま

いつておるわけでございます。閣議決定に基づいて。その主要な内容は、施設の整備は八カ年計画で、全国の主要都市に中央卸売り市場の施設を新しく設ける、あるいは改善拡充するというところでございまして、そのほか、取引につきましても、手数料の問題、あるいは取引方法、これはせり取引が行なわれておるのでございますが、せり取引についても、公開された開放的なせりというものの本質が必ずしも貫徹されていないというところから、その改善を指導してまいっております。

それから、これは特定の中央卸売り市場でございまして、仲買人が非常に数が多いというところから、仲買人を統合して大型化する。ために、いろいろ金融の裏づけ等をしながら統合するように、昨年来勧奨してまいってきたのでございます。

で、その流通対策の一環として、まだほかにも対策が種々ございまして、今回の小売り市場の開設を含めたわけでございます。小売り段階の合理化もさることながら、この末端の小売り機構の改善をはかりますことによつて、中央卸売り市場の取引の合理化にも役立たせたい、こういう趣旨で、小売り市場の、公設市場の開設に着手しう、こういうことでございます。

○大河原 次君 なるほど政府が今回この法案の説明の中にも見られるように、需要の変化に適合した生産の安定的拡大と農水産業の構造改善による生産性の向上をはかるための各般

の施策を推進するとともに、生鮮食料品の出荷の安定と計画化、中央卸売市場の改善整備等の措置を講じてまいつたと言われておりますし、われわれもある程度のこれによる施設の改善なり、あるいは仲買人に対するいろいろな施策も、統合による数の縮小ということも考えられてきたわけでありましたけれども、しかし、事実として、今日依然として、最近もちろん人件費の高騰等にもよりまじうが、小売り段階における、末端段階における流通段階における品目に対する値上がり非常に高まってきた。これは単に人件費の高騰やその他の問題でなくして、中央卸売り市場を中心とする流通機構内におけるいろいろな矛盾や、あるいはその他の隘路が依然としてそのままだに放置されているということから、これに加えて人件費の高騰ということに指摘されているような、小売り段階における大幅なマージンの取得がなされている、こういう問題であるということも考えましたときに、いま局長が言われるような、小売り段階におけるいわゆる合理化、近代化をはかることによつて、やはりマージン等をはじめとする価格の低廉なものを期待すると言われておりますが、それはよくわかるのですが、やはり根本的に、依然として残されている中央卸売り市場に対する今後のあるべき姿として、もつと突っ込んだ線で私は考えるべきではないか。特に、先般赤城農林大臣も、いわゆる市場の公共的色彩をもつと強

めていかなければならぬではないか、
 こういうことが指摘されておるわけ
 です。あるいはまた、河野一郎さん
 のときも、やはり市場の公営化とい
 うことと、もう一つ、もう一つ、そ
 ういう点に對する、いわゆる公共
 性の、あるいはまた公營的色彩を
 もつと高める、あるいはまた公
 營的な性格に持つていく、そうい
 うお考えを今日依然として農林当
 局は持つておられるかどうか、こ
 の点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) 中央卸売り市場にいたしても、小売り市場にいたしても、これは現在公營でございます。ただ、地方に、中小都市にございます卸売り市場が、全然法律の圏外にあります、これがいろいろな形で運営されているわけでございますが、いまお話のありました公営市場、これは地方公共団体でございますが、公営市場も当然公共性を強め、こういう御意見だと思うのでございますが、これは私どもも大体そういう方向で考えておるのでございます。で、問題は、いろいろな面がございまして、現在中央卸売り市場の荷受け機関が、青果部門では単数のものがかなりございます。しかし、鮮魚のはりは複数の場合が多いのでございます。この単数、複数いずれが是なりやという基本的な問題であるわけでございます。業界においても、これは意見が非常に対立しております。青果の部門におきますと、たとえば農協関係の諸団体などはむしろ単数がよろしいという意見が強い、一部は違いますけれども、強いと思います。ところが、同じ出荷団体でも、鮮魚のはりは複数がよろしい、こういう意見が強い。農林省として

てはどちらかといえば、従来からもうそうでございますが、単数にして、公共的なものにすべきであらう、こういう考え方を持っておるのでございますが、その場合にも、最近、地方公共団体営だけでは不十分である、国営まで持っていくべきではないかという意見が強まってまいっております。これは、こんなところで申し上げるのは少しなのでございますが、社会党のほうもそういうお考えのようでございます。

けれども、政府部内でもそういう意見がかなり強まってまいっております。なぜそういう意見が出てまいったかといひますと、現在、東京にしまして、大阪にしまして、中央卸売り市場は非常に大きな人荷量を持っております。で、これは単に東京都内の消費だけをまかなつておるわけではございません。群馬県や、遠く熱海あたりのものまで取引されておるわけでございます。そういう関係で、こゝで形成されます価格是非常に広範な地域に影響をいたします。だんだん全国的な影響力を持つてきておるわけでございます。それを一東京都の運営にまかせては問題がある、こういう考えから国営論が出てまいったわけでございますが、私どもも、それらの問題をもっと突き詰めて結論を出すべきであるといふことで、実は、本年度そのための調査、及び審議するための予算も計上いたした次第でございます。

○大河原一次君　これは、私先ほど言つたように、赤城農林大臣が、そういう公共的な色彩をもつと強めていきたいという中には、あるいはまたそういうことを、国営という問題もからんでおるかどうかわかりませんが、私ど

もは国営云々ということなら、ずつと前から取り上げたのですけれども、これは何もイデオロギーや何かの問題じゃない。だから、これは政府当局におきまして、あるいはまた自民党の中でも、いわゆる公共的な色彩を強くし、あるいは国営、公営といったようなものにまですることによつて、それが、一つには生産段階における生産者の立場を有利にするということとあわせて、消費者に対して豊富低廉な生鮮

食料品その他を供給することができるといふことになるなら、私どもは現実の問題として、それがまた農林団体、農民の望むところであり、消費者の好むところであるというならば、これはそういうイデオロギーとか何かの問題じゃない。いわゆる社会党の場合も、国営問題を出しているといふことは、必ずしもイデオロギーの問題ではなくて、真にそういつたものが今日の段階として要求され、要望されるというものならば、生産団体、消費団体で、それにこたえていくというような態勢が私は必要ではないかと思うんですね。そういう点で、私どもはより現実的に、公営なら公営の姿をもつと積極的に進めるべきではないか、このように思うのですが、幸いにして、いま松岡局長から非常にわが意を得た答弁をいただきましたして、ほんとうにうれしいわけなんですけれども、ただしその前に、当局としても、そこまで踏み切るまでには相当の決意もあろうし、またそういう段階を施行するというたてまえになると、業者団体その他からのいろいろ反対という問題も出てくるだろうと思うんです。もし一挙にできないとするならば、やはりこの段階を經

て、まずもって改訂されるべきもの、現状において改訂されるべきものは何であるかというところから、順序を経ていくべきだと思ひますが、いま、さしあたって何かの、そういう面に対する到達の目標は、そういう大きな公共的な性格に切りかえていくというためには、現状としては何から始めるべきかということが当然考えられてしかるべきだと思ひますが、まず、何からそういうものに転換をせしめるかとい

うことに對する何らかの方策、案がありましたら、ひとつお示しを願いたいと思ふんです。

○政府委員(松岡亮君) 非常にむずかしい問題でありますし、また困難な問題でございます。私どもの考え方からいいますと、生鮮食料品というものは、ほかの商品と違ひまして、どうしても自然に消費地に近い地点で、そこに大きな場所が設けられて、集中されて、そこで取引されるということにならざるを得ないと思うのでございします。その場合に、通常の取引の方法としては、せり取引で需給關係を正確に反映するようにしなければいけない、公正に反映すると申しますか。一方、価格安定の問題ということがございすけれども、これはまず需給を正確に反映させた上で、別途に安定対策というものを講ずべきものである、そういうような考え方をとりますで、そのせりが正確に、公正に行なわれるためには、荷受け機関というものが、出荷者なり、生産者の委託にこたえまして、自分の恣意で、値段を曲げたり、それから系列の取引をやったりするようなことになつては困るということで、まあ統合して一本の荷受け機関にしまし

て、公共的な荷受け機関にするというところまでいくのがむずかしいといたしますならば、そのせり取引を公正な方法で行なわせるといことが第一の段階だと思ひます。

それから、ことし開設されますが、大阪の東部市場という、新しい取引市場ができますが、そこで全く新しい試みをしたしております。

【委員長退席、理事森八三二君着席】

これにせり取引を機械化してオートマチックにせりが行なわれる。そこでは、取引する人々の恣意で、値段を曲げたりすることができないように、せういたしますと、これは複数の荷受け機関があることの意味が稀薄になってまいります。すべて取引が機械化されます。そういうことも大阪の東部市場で始めておるのでございます。外国でも若干の例がございますけれども、そういうた方法で漸次取引そのものが公正なせりというものになる。結局、それは公共性をおのずから帯びてくる最良のものになる、こう考えておるのでございます。

○大河原 一次君 先ほどちょっと単数制、複数制の問題が出たようですけれども、現在の魚市場というようなところも、複数制がよろしいと言われておるそうですね。それから青果物等については、単数制がよろしいのだと言われておりますが、現在の神田の青果市場ですか、あれは複数制でしょう、あの中にも、これは問題があると思うし、松岡局長も何かで説明されたと思つておりますが、先ほども言つたように、単数制にすることによって、より公共性の色彩の強いものにしたいという考

え方であるし、より公共の利にも資するものであるというふうにも考えられるのですが、特に神戸市場等は相当狭隘になっておる。そのこと自身が、出荷の場合におきましても、入荷の場合におきましても、ネックになっておるということが言われておる。そういう面を考えると、早急にそうしたところを単数制にし、そこからくるところのいろいろな隘路を排除すべきじゃないかと思うのですが、これはただ単に、先ほど局長が言われたように、いわゆる魚介類を扱っておる市場等においては、複数制がよろしいのだということが言われておるようですが、それはどういう意味ですか。

○政府委員(松岡亮君) 鮮魚のほうで、青果でも一部そうでございますが、複数制のほうがよろしいという意見は、大多数が、そのほうが荷引き競争があつて、産地でのサービスがよろしい、こういう考え方に基づくのでございます。

(理事森八三三君退席、委員長着席)

ところが、われわれに言わせると、中央市場というものは、とにかく場所的に限定されたものであつて、青果物にしても、鮮魚にしましても、おのずからそこへ出荷しなければならぬものであります。そこで円滑な取引ができるわけでございますから、荷引き競争というものは要らないわけです。ところが、パイプが一定なもので、その中で五つも七つも荷受け機関がございますと、一定のパイプなり、胃袋に對して、扱う業者の数が多いわけですから、過当競争をおのずからやりまして、そこで非常にサービスをしたよう

なかつたところをとるわけなんです。いろいろ歩戻しをいたしますとか、そういうことをいたしますけれども、一方で、値段のほうで実は下げてしまつておる。あるいは値段を不当に上げたおる。そういう操作をやつておりますので、仕切る幅もきまつておるわけでございますから、決して産地に對してそれ以上のサービスができるはずがないわけですが、いろいろな形のサービスをやるということ、そのほうがよろしい、こういうふうには皆さんお考えになるのじゃないかと私は思つておるわけでございます。

○大河原一孝君 これは私なりの意見になります。やはり早晩、できるなら最も近い将来に、そういう市場というものをひとつ公共的なものに強めていくためには、やはり好ましいと思へるような単数制の方向に持つていくような配慮が、今日以後必要ではないか、かように考えるわけですが、あわせて、これともやっぱり關係がございます。仲買人の問題です。

これは、先般も堀本委員も指摘されたと思ひますから、重複は避けたいと思ひます。やはりこれも複数制と単数制の問題とは違ひかもしませんが、これも私は考えによつては、公共性を強めるといふ立場に立つたならば、これに對する何らかの規制というものをとらねるべきだと思ひます。前に、生鮮食料品流通改善對策案でございまして、あの中にも、先ほど局長が言われたような、いわゆる数が多から、そのためにはやはり統合をはかつていく。その場合には、いわゆる平均取引規模に満たないような、そういう零細な仲買人もこれを統合していくんだ

という、そういう考え方でございまして、しかし、統合していくんだという、そういう考え方の中には、やはり依然として仲買人という存在は、もちろん現状においては必要であるかもしませんが、私もよく市場關係をわかつておる、これもまたやはり近い将来において、もつと公共的な色彩を強めるといふ、そういうことを考えるならば、こういう仲買人に対する何らかの規制をやるといふことになれば、そのこと自体が、一面には生産者のいわゆる手取り価格を高めるといふことにもなるでしょうし、より以上消費者に對しては安いものを供給することができるといふことにもなるのではないかと、これはしゃくし定木にもちろん考えられない点もございまして、うう仲買人という存在に對して、何らか今後考える余地があるのではないかと思ひます。この点はいかがですか。

○政府委員(松岡亮君) 確かにいろいろごもつともな御意見でございまして、ただ、荷受け機関、つまり卸売りと仲買人との性格上の根本的な差はあることは見のがし得ないと思ひます。荷受け機関の場合は、生産者から委託されたものを、忠実にせりにかけて、正確な値段をせりできめ、それで代金を正確に払つてあげて、こういうことから特に公共性を要求されると思ひます。荷受け機関は、仲買人の場合は、需要者の、需要を正確に反映して、どのくらいの値段にするかという、つまり、せりでいへば値段を呼ぶほうでございまして、そういう点で荷受け機関よりは商業的な活動をやらなければなりません。そこで、これはある程度の規制は必要であると思ひます。公共的な施設の中での取引を行なうわけでございますから、たとえば場外でいろいろな商売をやらせたり、そういうことをやらせたら困るわけでございますが、同時に、業者として自由な活動ができるということも必要でございます。そういう面から、現在の仲買人を考えてみますと、どうも先祖伝来の、まあ家族、営業名義が個人の名前になつておる場合が多いわけですが、したがつて、相統していくというふうなことで、おおよそ徳川時代のような形の業者が残つておる。これもやはり会社組織にして、そういう個人、まあ手廻も必要でございまして、法人として獨立して、安定した企業として育つていく。それで十分な組織をもつて小売業者なり、消費者にいい品物を安く提供することからいまして、現在の個人営業であるか、そういう営業を、新しい形に、大に型にして統合していく必要がある、こう考へておるわけでございます。

○大河原一孝君 仲買人は、荷受け機関と、それから小売業者の間に立つ、いわゆる媒介人でございます。しかし、この方が媒介をするばかりではなくて、やはり何といひますか、荷受け機関から荷引きした品物をみずから小売するといふような、そういうケースはございせんか。

○政府委員(松岡亮君) みずから小売するといふことは、原則として認められておる。料理屋とか、小売店

が仲買人に買いにくるわけでございます。○大河原一孝君 これは、仲買人が荷受け機関から荷を受けて、小売りに渡す以外に、何か大きな会社であるとか、あるいは病院であるとか、そういったところに、小売り値なら小売り値で売買しているという、そういうケースはないのですか、仲買人みずから。一方には、小売業者に對して品物を渡しておるが、一面においてはみずから、いわゆる何といひますか、会社であるとか、病院であるとか、その他にやつておるといふ、そういうケースはないのでしょうか。

○政府委員(松岡亮君) ございます。それから加工業者とか、病院とか、学校の食堂、こういうものは仲買人を飛ばして直接せりに參加している場合もございまして。

○大河原一孝君 それから今後の問題として、この仲買人の現状として、は、そういう媒介の立場であるし、なにかやらぬといふふうにもお考えになつておられると思ひますが、私なりの考え方としては、今後のあり方としては、できる限りそういう仲介の機構というものは排除していきけるものならばいい、そのことがより公共的なものにするのではないかと、いふふうにしらうと論議でございまして、考えられるのですが、しかし、聞くところによりますと、これは大阪ですか、横浜ですか、仲買人がないといふところがあるそうですが、こういうところはど

○政府委員(松岡亮君) これは少し詳しく申し上げます、築地の鮮魚のは

うでは、小売り商は直接せり取引に参加するといふことはございせん。ところが、神田の青果市場のほうでは、仲買人を通じて買入小売り商と、直接せりに参加する小売り商、両方ございます。それから横浜の場合は、鮮魚のほうには仲買人がございせんが、青果のほうにはございせん。青果のほうには、小売り商の代表者のようなものが出て、代表買出しといひますか、協同組合の代表が買つて、で、荷物を分ける、こういう形になつておるわけでありま。考え方としては、私も、小さな取引量、小さな市場においては、仲買人は要らないのではないかと、しかし、大きな市場では、小売り商が直接荷受け機関から買ひ取つておつたのではかえつて不経済で、中間に大きくまとめて仲介をする人があつたほうが、むしろ節約された合理的な取引ができるであらう、こう考へておるやうなわけでは。

○大河原一孝君 いずれ、あらためてまた、この市場問題等が論議される時期があると思ひますから、そのときまで勉強させていただきたいと思ひます。

そこで、この法案の問題ですけれども、今回の法案の名称は、これは食料品総合小売市場管理法とございせんが、しかし、この内容については、生鮮食料品と、こうなつてゐるわけですが、生鮮食料品の総合小売り市場といふことになつておりました、実際は、食料品といふものと広範だと思ひます。当然、米麦であるとか、雑穀であるとか、その他そういったものも食料品ですが、そういったものは、この中では取り扱われていないのです。

が、何か特別の理由がなかございせんか。名前は食料品小売りなんですが、内容は生鮮食料となつてゐるから、お聞きするわけですが。

○政府委員(松岡亮君) 御指摘がありましたように、これは食料品について、生鮮食料品に限らず加工食品、かん詰めでありますとか、あるいは調味料でありますとか、つけものでありますとか、いろいろな加工品まで扱うようにしたいと考へておるのでございす。それは、要するに、買ひ出しに來る消費者の便宜から考へておるわけでございますが、ただ、生鮮食料品を主体にしたい、半分以上、七割くらいまでは生鮮食料品にしたい。これは、消費者は申し上げるまでもなく毎日のように買ひ出すものでございす。ほかのものと違つて、あまりためて買ひ、電気冷蔵庫でございす。もう、わりあいに毎日買ひ出すものでございすので、そういうものについて、市場といふものが適してゐるといふことから、生鮮食料品を主体にしたい、こう考へておるわけでございます。

○大河原一孝君 そうすると、いま米麦の問題が出なかつたのですが、米麦、雑穀等が取り扱われていなかったことは、どういふ理由からですか。

○政府委員(松岡亮君) 米麦は考へてないわけでございます。別にりっぱな取引機構がございすし、食糧制度のもとに置いてございすし、これはむしろ消費者が買ひ出すよりも、届けという特有の営業方法をとりますので、米麦までは考へておりません。

また堀本委員からも質問があり、お答えもあつたと思ひます。いろいろと今度のこの法案の内容を見ますと、生産点の問題には實際は触れていない。やはり先ほど言つたような市場のあり方、それが公共的なものであるという限りにおいては、やはりいろいろ問題もあるだらうと思ひますけれども、實際的には、私は生産点の問題を十分に考へていかれて、そのことであるとか、あるいは出荷の体制であるとか、そういう問題にまで発展するわけでありま。問題は、この消費市場のあり方といふものが相当生産にまで、特に農業団体等の生産団体に大きな影響がなければならぬし、そのことによつていろいろの隘路が開かれ、あるいはまたよりよい方法の出荷体制といふものが確立されるものであつて、ただ単に、この点は生産点だけ考へればよいという問題でなくて、むしろ反対に、消費機構のあり方いかんといふものが、私は相当この生産点に影響し、具体的には、いま申し上げたような出荷体制、あるいはまた組織体としての出荷のあり方といふものに、いろいろな好影響を与えるものであると、そういうふうには私も考へてゐるものでありますから、今後の小売り市場の運営の中から、そういうような生産点に触れた、より現実的な、より理想的な生産点のあり方といふものを十分に考へすべきではないかと、そのように考へられるのですが、局長は、その点に対してどのような方策を持っておられますか。

○政府委員(松岡亮君) ごもつともだと思ひます。ただ、生産点と、このほうは消費地で、両末端でございすので、非常に距離がございすので、こちらで安定対策を立てたといふことは、直ちに打てば響くやうに、生産地に響くといふやうなわけにはまいらぬと思ひます。また、これもまだ不十分なものでございすし、これでもつて的確に、生産地のほうの安定にまで寄与し得るということ、まだ大きな期待をわれわれも持ち得ないのでございす。運営としては、できるだけ特に末端の取引を安定させるということに主眼を置いて、ものによりましては、特に中央市場を経由しないで取引されるものがございす。そういうものについては、こういう市場組織で安定をし、生産地に直接よい影響を及ぼすやうな方向へ持つてまゐるというやうにしたいと考へております。

○大河原一孝君 今回の法案の趣旨はよくわかるのですが、しかし、考へ方の中には、いま私が不十分であります。が申し上げたのですが、ねらいは、やはり消費の大型化といふことに重点を置いて考へられてゐるわけですが、消費の大型化が考へられていく場合に、今後の、もちろん実施運営の段階においていろいろ出てくると思ひます。が、やはり問題は、今日も依然として農民団体は零細な、あるいは組織の面においても不十分なままに、いわゆる分散販売といふやうな傾向で行なわれておると思ひます。こういうやうな生産点の現状不備という問題の中に、一方、消費の拡大、大型化といふのみが考へられて、どちらかといへば、消費者のほうをあまり向き過ぎる——消費者にいかんして安い物を提供するか

といふことのあまり、その結果として、しかもそれが一面に言うやうに、分散販売をやつておるといふやうな生産点における現状を考へますとき、こういうものによつて、かえつて生産者の、たとえば手取り価格であるのか、いわゆる品物に対して——農産物が買いたかれるという危険性はないかどうかといふことが心配になつてくるわけですが、この点はどのように考へておるのでしょうか。

○政府委員(松岡亮君) もちろん農林省といひましては、生産地のほうにおける安定対策といふものはまず考へなからぬ問題である、生産地の安定が期せられますと、消費地のほうも安定できるという段取りであらうと思ひます。しかし、逆の場合もございす。しかし、逆の場合ももちろんよい影響があるわけではございす。が、まあ産地をとりましても消費地をとりましても、生鮮食料品の流通対策とか安定対策といふものは非常にむずかしいものでございす。米やなんかのやうに、政府が操作してやるとかいうことは、技術的に限界があるものでございすから、まあ組織をできるだけつくつていく、で、産地のほうも、指定産地事業とか、安定対策とかいうものを、まあ不十分であります。が、開始しておるわけでありまして、できるだけこれを拡充して、来年度あたり、さらにもつと拡大したい、こう考へて、せつかく現在準備いたしておるところでございす。

○大河原一孝君 今度の考へ方の中に、さらに、何か取引の過程において、いろいろ考慮しなくちゃならぬ点があるのではないかと考へてゐますが、この小売り市場が発足いたしましたして、

いろいろ取引関係に参加するわけですが、この場合、小売り市場というものと、今日の中央卸売り市場との間の関係はどうなるのでありましょうか、具体的にひとつ、よくわかりませんか、説明してください。たとえば、具体的に先ほど私が御質問申し上げたような、仲買人の存在というものを認め、仲買人だということでありまして、それから先般も何か聞きますと、農林当局としては現状の取引秩序、流通秩序を認めた中で、この小売り市場を運営していくんだということになるならば、当然その中には、取引関係の中において、仲買人の存在を認めていくのかどうかという——これは認めないということじゃないでしようけれども、しかし、いざにしろ、今度の消費の大型化をねらっているわけですよ。同時に、一面には、生鮮食料品流通改善対策要綱の中にも、大口需要が直接卸売り市場のいわゆる売買に参加するんだということを私は記憶してゐるんです——そういうような参加の承認をしておるといふふうに私は記憶しておるんですが、今回の小売り市場が発足した場合において、これは直接販売に参加できるのかどうか、この場合といえども、依然として仲買人を通さなければならぬのかどうか、こういうことなんです、具体的には。

○政府委員(松岡亮君) 原則的には、既存の流通秩序を尊重して、中央卸売り市場を経由するものにつきましては、それを通じて取引をするのが、現段階においては望ましいと考えているのでございます。で、いろいろ中間取引の合理化、近代化といえますけれども、まず最初に考えなければならぬのは、既存の流通パイプを大きくする、その考え方に立ちますと、仲買人を經由した場合におきまして、こちらの小売り市場のほうの荷物がまとまってまいりますと、大きな量になりますから、仲買人のマージンの節約を要求することができると思います。また運賃——都内なら都内の運賃など節約することはできる、まあそういうことによつて経費の節約ができる、と同時に、既存の流通秩序の進歩と申しますか、そういうものをほかに上へ、小売り市場の役割も大きいものとなるのでございます。つまり、仲買人が、これは一部の市場でございまして、現在のように非常に小型で、小売り商人とあまり変わらない仲買人が、依然として既得権の上に立つて、その仲買人を通して取引は反対だといふようなことだけで終わっておりまして、それはむしろいろいろものが直接買出しに出るということも阻止できなくなる、みずからやはり態勢を改める努力をやつてもらなければならぬ、そういう意味で、仲買人といふものは、こういうものが漸次発達して、民営のものも相当発達してまいっておりますから、そういうものが発達してまいりますと、仲買人自身がもっと前進しなければならぬ段階に來ている、こういう考えでございます。現に、関西地方では大きなスーパー・マーケットが民営でできておりますが、これがせり参加をやる、やらないといふことで、非常に波紋を起したわけでございます。そういうことから仲買人自身の考え方も前向きに変わりつつある、こういうことがあるわけでございます。もっとも

青果などにつきましては、小売り市場の同居業者の共同仕入れ組織が直接せりに参加するといふことは、考えられる問題であると思つております。

○大河原一孝君 これは先ほどおっしゃいましたけれども、局長からの御答弁に不十分だと思つたので、横浜ですが、仲買人がないところがありすね。ないでしよ、あそこには。ですから、ああいうところの仲買人のない形態の中で、りっぱに取引関係が運営されているという事実がありますしね。一面には、いま申し上げたように、せっかく生鮮食料品流通改善対策要綱の中にも、大口需要が直接競争に参加することができるといふことの承認を与えているわけですからね。したがって、今回の小売り市場という問題も、私は大口需要だと思つて、うふうな人居体制でいくかは、別にあらためてお聞きしますけれども、しかし、いざにしろ、今回の小売り市場そのものが、どういふ方式によるかは知りませんけれども、仲買人を通して、直接この取引に参加するといふようなことが望ましいし、もちろんパイプを大きくし、あるいは大量の食料品を取り扱うといふことの中から、マージンの節約もできるでありましょ、より積極的に、マージンを低めるということになるならば、やはり大口需要家として発足されようとする生鮮小売り市場といふものが、直接に参加をするといふことがより望ましいのではないかと、そのようにも考えられたから、お聞きしたわけですが、そういうことで差しつかえないわけですか。やはり原則として、流通

秩序を認めていくのであるから、今日の仲買人を媒介として、取引を行なつていくのだという、そういうお考えになつてゐるわけですか。この点を、はっきりひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 小売り市場相互間で、共同仕入れ組織をできるだけつくつてまいりたいと思つてございす。特に中央市場を経由しないような加工食品等については、直接メーカーから取引できるという方式が必要であらう、ほかの商品でも、最近小売り商の共同仕入れ組織というものが、あちこちで大きな組織ができ上がつて、あつて、この入居をそういう方向へ持つて参りまいりたい。で、いまお話がありましたように、中央市場を経由する場合におきまして、既存の仲買人をさらにものと発展拡充してもらつて、それをできるだけ利用するといふことは、私もよし、急激な摩擦を起さないといふ意味では必要だろと思ひますが、それはすべてではないと思つてございす。現に、青果部門では、横浜でもそうでございますが、神田の場合には、仲買人を通じない取引が相当ございす。そういうことで、直接共同仕入れ組織が荷受け機関から買入取るといふことも、今後の問題としては考えられることであると思つております。

○大河原一孝君 私は、よりそういう方向を整えることが今日必要じゃないかと思つたのです。ただ単に、大量の品物を取り扱うから、だからマージンがこうなるであらうといふような、そういう考え方はかりでなく、そういうやり方は機構の面に触れた中で、や

はり取引の体制を高めていくというところが考えられて、しかも今日の理想としてねらわれつつあるところの、小売り市場の考え方といふものを持つたときに、同時に、一面、生産点の問題を考慮に入れます場合には、そういう機構のあり方といふものが望ましいのではないかと、かように考えておるわけす。ただ、この場合、私がいま申し上げた中にも、言葉が不十分だと思ひますが、この取引の体制、小売り市場の取引の体制はどのような体制で、この中央卸売り市場との取引を行なうのであるか、これは管理会の指導や監督で行なうということにもあつて、だろと思つたのですが、大体、入居者なら入居者が、おれは野菜だ、おれは魚だ、各個ばらばらの立場で取引に参加するの、あるいは先ほど局長の言われたような、何か小売り業のいわゆる代表的な機関の中で取引が行なわれるのであるか、取引の体制といふんですか、そういう面はどういふふうになつておりますか。

○政府委員(松岡亮君) 市場内の各種の部門がございすが、青果、鮮魚、あるいは肉、そのほかの食品でございすが、これはできるだけ一本の組織になつたほうがよろしいと思つておるのでございす。同じ冷蔵庫でも共通で使える、あるいはその代金の支払いのチェック・アウト方式にしまして、それぞれ売り場でもやらないで、一カ所でまとめてやる、こういう方法。最近ではいろいろなマーケット、デパートで行なわれておるのでありますけれども、そういう方向になつていくには、部門ごとに独立した企業でなく、各部門ができるだけ共通の管理

組織を持ったほうがよろしい、こう考
えておるのでございます。ただ、これ
はなかなか強制できる性格のものでは
ございませんが、できるだけその指導
してまいりたい。さらに小売り市場の
業者の相互組織として、共同の仕入れ
組織をつくるように指導していく、そ
れによって荷口を大きくしていく、取
引の相手に対する何といひますか、交
渉をする力を強くする、こういう方向
に持っていきたいと考えております。

○大河原一孝君 たいへんこまか
く申すわけないですけれども、よ
くわからないから私はお聞きするの
ですが、そうすると、何かばらばらでは
なくて、もちろんそれは好ましいと思
うのですが、共同の立場で一本の姿に
なるというところが好ましいのですわ。
この一本の姿というところは、名称、形
の上ではどういふことですか。一本の
姿というところは、組合ということにな
りますか、それとも株式会社というよ
うな組織体ということをお聞きしま
すか、この一本の姿のあり方というの
は。

○政府委員(松岡亮君) 会社または組
合でございます。いずれでもよいと思
います。むしろ会社の方が、活動
する上から言へば好ましいのではない
かと考えております。

○大河原一孝君 局長としては、会社
がよろしいというふうなお考えでし
ょうけれども、これは管理会が何かで
応こういう方式を決定して、入居者に
対して、これを、こういう決定である
からこの決定に従ってもらいたいとい
う、そういう観点に立つものか。ある
いはこれもあとでお聞きしたいと思

のですけれども、入居者の選定基準が
ございませぬ、入居者の選定基準の中
に、この基準なら入居していい、これ
でなければいけませんというような強制力
をもつて臨むのか、あるいはそういう
強制力も一応なくちゃならぬと思いま
すが、一面には、やはり入居者の希望
というのに対して、あるいはまた入
居した後の、入居者の自主性というも
のを管理会がどのように考えておる
か。これはもう一切がござい、管理会
ができて管理会の指導監督に従うべき
であるというふうな、あるいはまた業
務方法書の中に書くのだから、業務方
法書の中に従つてもらえばいいのだと
いうような考え方もあるでしょうが、
それ以前に、われわれとしては一応検
討しておきたいというふうに考えられ
るから、そういう面でお聞きするの
ですが、そういう点に対するひとつ具体
的な御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) これは入居業
者の組織でございますが、強制すべき
ものではないと考えておるのでござい
ます。中小企業の高度化資金によりま
す場合も、協業によるスパー・マー
ケットとか、そういうことを条件にし
て融資することになっておりますが、
今回の場合はできるだけ指導で、そう
したほうがあらゆる面でよいではない
かという指導をして、できるだけそう
いう方向でもってまいりたい、こう考
えておるわけでありませぬ。

○大河原一孝君 この場合、どの程度
市場の中に業者を包含するか、入居者
を入居をさせるかわかりませんが、と
にかく野菜だ、果実だ、鮮魚だというふ
うに入られるわけですが、当然、この
場合、入居者は今日まで、従来自分の

店舗を持って営業に参加しておったわ
けですから、こういった方がやはり
この小売り市場の呼びかけによって参
加すると思つて、この場合考え
られることは、場外にあつて、従来の
自分の店舗をそのまま残して、これを
家族に譲り渡してやらせる、自分はこ
の小売り市場の中に参加してやつてい
くという、そういう事態が起きるので
はないかと思つて、これらに対
する何か措置はございませぬか。差しつ
かえないのかあるのか、こういう場合
は。

○政府委員(松岡亮君) これは実情を
よく把握する必要があると思つてござ
います。入居業者をきめる場合に
は、当該地区の関係団体の意見を十分
聞きたい、聞くことにいたしてござい
ますが、原則的には、入居する者が場外
でも取引する、競争するような商売を
やるというところは、これは避けてもら
わなければならぬ一つの条件であろ
うと思つて、ただ、もう一方で、親
が隠居仕事でこじんまりやつておつ
て、せがれのほうは新しいほうで営業
を始めた、そういう人は実は多いの
でございませぬ。そういう場合には、む
ろん実情を勘案して、せがれは新しい
方法の営業に参加してもらつて、年
寄りは隠居仕事として近隣のお客さん
相手の商売をする、そういうことはあ
り得ると思つております。

○大河原一孝君 そういうものは認め
ていけるのですか。
○政府委員(松岡亮君) 実情によつて
は認めていく場合があると思つて
おります。――そういう御確信もあるいは
あるかと思つて、やはり問題は、一

人一人が参加したとしても、一本
の姿に――会社なら会社、組合なら組
合の一本の姿になるのですが、その一本
の姿の中に入つていく個人個人の小売
り業者というものの今日までの、在来ま
での弱小的な、経営が非常にまずいと
か、あるいはまた経営方針がないと
か、技術が足りないといふ、そういう
者の集まりといふことになりませぬと、
経営全体がうまくいかなければ、同様に
また、予定したところの、一割安いとこ
ろのマージンで、小売り業者が品物を
売ることがなかなか容易ではないんで
はないかといふように考えられるので
すが、先ほどもちょっと触れましたよ
うな、この中にはもちろん小売り業者
の自主性を考えてやらなければいけな
い。局長も言つたように、強制力は発
動したくないといふことなんですか
ら、そうすると、この管理会と一本の
姿になつた、いわゆる組合なら組合、
会社なら会社の間におけるところの運
営というものが、非常にスムーズにい
かなければならぬのではないかと、こ
れはもうふに考えているのですが、これはも
ちろん管理会がしっかりとやるのでし
ょうけれども、しかし、ここらに對する
一応のやはり何といひますか、体制と
いうものは整えておくべきだと思つて
おりますが、どうでしょう、この点は。

○政府委員(松岡亮君) まことにこ
もつともな点だと思つてございま
す。
実は、この構想をつくりまします場合に、
一番考えました点の一つなんです。こ
ういふものををつくりまして、
も、入居してくれるかどうか、また入
居した業者がはたしてうまくやつてく
れるかどうかといふことを、一番われ
われとしては時間をかけて研究いたし

すが、こういう事態が今後の問題とし
て発生することが予期されると思つて
おります。これはおそろしく個々に参加す
る、いわゆる小売り市場内に入居され
る方々は、やはりどちらかと言へば、
悪いけれども、弱小小売り業者だと思
うのです。やっぱり店舗を掲げて、
従来数多くの顧客を持っておるとい
ふうなしにせ、いわゆるしにせとい
う形のはやはり残つて、おれはこれ
だけの長年の取引を持っておる、顧客
を持っておるのだといふことの中か
ら、どちらかといへば、そういう人は
小売り市場の中には参加しないんで
はないか。したがって、どちらかとい
へば、今日の業界の競争の中から立ち
おれてきておる弱体小売り業者がこ
の中に入居すると思つて、その弱体
の中にはいろいろの、資本の面もござ
いませぬ、あるいはまた経営技術の
問題も、非常に何といひますか劣悪で
あるといふふうな、そういう面も相当
多いと思つて、ですから、そういう
ううううな、どちらかといふと、いろ
ろな意味を含めた弱小小売り業者が参
加するということになりますから、し
たがって、この小売り市場がうまくい
くからうまくいかないか、ただ単に消費
者に割安く売るのでない、そういう
うううう面ばかりではなくて、小売り市場全
体の運営といふものを考えたときに、
ただ単に、頭のほうだけつばになつ
て、管理会のほうだけがつばになつ
ておるから、りつばな体制ができ
ておるから、あとは指導監督だけで、
運営のよろしきを得ることができ
る、そういう御確信もあるいはあ
るかと思つて、やはり問題は、一

ました。また、小売り団体の人々を呼んで話を聞いたのでございます。で、小売り団体の人は、実を言いますと、現在、私鉄とか、デパート資本、そういうものの経営するスーパーの攻勢に非常に押されているわけでございますが、それに対して何らか自分らも抜け道をつくらなければならぬ、そういう気が非常に強いわけでございます。特に若い層がそうだと、こういうわけでございます。若い層の中には、昔と違って、大学を出たりつばな人もあるのです。そういう人は、実は新しいこのいう営業組織をつくりたい、この模索しておるのだけれども、なかなかできない。そういう人が参加するだろう。また親が非常に年をとって、せがれが新しく店舗を持ちたくなっている人々がおる、そういうような人もあるし、まあ必ずしも零細な人が入るといふのではなく、そういう方向にいきたい人々が相当いるのである、こういうのがむしろ小売り団体の意見でございます。もちろん反対の人もございいます。ございしたけれども、そういう消極的にはいわずスーパー攻勢に対する小売り商の活動ということもございまして、自分自身でもいろいろ研究や何かで、そういうことを試みている人もおるそうでございますが、そういうことを考えている人が相当おる、こういうわけでございます。

○大河原 次君 大体のいまの運営の面については、その程度にしておきますが、問題は、ここから発生する今後の小売り業者に対するいろいろな摩擦相克の面をやはり考えていかなければならぬと思ふのです。確かにわれわれもそのねらいはわかります。よくわかります。しかし、そういう市場の改善ということも、こういうことの中からも考えることも必要でありましょうし、同時に、これによって適切な品物が安く手に入るということは非常にけっこうだし、最近の一般小売り業者の便乗的な価格値上げをこれによって抑えるという、そういう点も私はよくわかりますし、ましてや国あるいは都が中心になつてこれを行なうというならば、こういう面の、いわば人間的な面も高まつていくと思ふのですが、同時に、それだけに一面には、今日ですら、いま局長が触れたような、いわゆる最近のスーパー・マーケットあるいはスーパー・ストアと申しますか、こういったものが非常にできてくる。中には単独で非常に大がかりなマーケットも進出してきておつて、それによつてその打撃、影響というものが相当あつて、そのための経営不振という面も相当出てきていると思ふのです。そこへきて、今度はいわゆる国と都によつて、こういう相当大がかりな小売り市場が二十カ所も都内にできるといふことになるならば、ここからくる影響というものはさらに強まつてくると思ふのですが、もちろんそういう面と、十分に予想を立ててお考えになつておられると思いますが、一面には、やはりそういう取り残された、この入居に参加することのできない人もあると思ふのですが、そういう面の影響というものを考えたときにこれに対する対策、いわゆる競合対策といふすか、そういうものはいかにあるべきかということが当然考えられなければならないと思ふのですが、そういう点に対して対策がございすか。

○政府委員(松岡亮君) その点もまことにござつてもございします。この点も、実は私どもは研究したと申しますより、苦しんだところと申し上げていいかと思ひます。これも小売り団体の意見を聞いたわけでございますが、小売り団体としては、大きな資本のスーパー攻勢に非常に打撃を受けている。また一面、最近ではものすごい人手不足で、営業に支障を来たしている。そういうことから共同組織によるマーケットというふうなものをつくらざるを得ないという気分が相当あることは、先ほど申し上げたわけでございます。と同時に、一体こういうものをつくれば、小売り商の間に若干の影響が出る。まだ数は少ないけれども、どうしても周辺では出る。出ないようではまた効果がない。一体そういう場合にどうしてもらいたいと思ふかということとを、率直に聞いたわけでございます。これは小売り商としては、一面においてそういういたいたくは、一面困る人も出るということで、実際困るのだけれども、やはり低利の資金を貸してくれとか、それから税金をとかく負けてくれ、これが非常に強かつたわけですね。幸いにして、今回の税制改正で、中小事業主の課税はかなり軽減されております。事業税の事業主控除もかなり多くなりまして、また家族専従者に対する控除、これも増額されましたので、税制面でかなり、七、八万円の控除額の増加になつております。そういう方面の措置がとられたわけでございます。そういうことでできるだけ周辺に激な摩擦は起こさないように努めながら、安定をはかつてまいりたい、こう考えておるのでございます。しかし、遺憾ながら、その場合に、営業困難になつて倒産するとか、転業しなければならぬというふうな事態も起こりかねないわけでございますから、そういう場合には、現実の事態に即しまして、労働者、そういう方面と連絡しまして、実体的に問題を解決したい、こう考えておるのでございます。

○大河原 次君 これは私どもはさつと以前に、いわゆる生鮮食料品のみならず、これを含めた一般中小企業に対する対策として、今日も中小企業団体組織法であるとか、局長が言われるように、小売調整法というふうなものが出てきておりますけれども、ぼくたちは以前に、中小小売り、大企業やあるいはまた系列によつて圧迫を受けている、最近で言うならば、スーパー・マーケット、スーパー・ストアによつて圧迫をされておる企業者、これに対していかなる対策を持つていくべきかということと、真剣に考えられたのですが、これは政府も、自民党もそうですが、当初考えられたのは共同化です。中小企業、たとえば地域別あるいは業種別の共同化をはかる、この中に、今日の小売市場法で認められているような、いわゆる十軒以上であるとか、あるいはまたそれ以上の業者を参画せしめて、この中でお互いが共同化をやつていく、同時に、このことによつて共同化が行なわれることがで

きるならば、一面には税の対策にもなるだろう、税の軽減が、今日までに個人個人に課せられた税金というものは相当これによつて減免されるだろう。同時に、一面から言うと、いわゆる融資の受け入れ体制も可能であらう、一石二鳥ですね。こういうものを考えて、これをやるべきではないかということ、われわれは必要あるたびごとに取上げてきたのですが、思うようにいつておりませんし、やはり自家経営というもののになんか愛着を感じておる。いま農林当局も、いわゆる構造改革政策が取り上げられておる。われわれは、どちらかと言へば、協業なり、全面的な共同化、高度な共同経営というものを考えるべきではないかと言つておるが、政府は、どちらかといへば、自家経営によるいわゆる自立経営の農家を今後立てていくんだ、そういう考え方が、今回は市場の問題ですが、共同化を考えて、小売り市場を考へておられるわけですが、そういう中小企業対策は、減税対策なり、一方、融資受け入れ体制というものを整へることが必要であらうというように考へておるのですが、今回のこの小売り市場も、そういう点が相当考えられたと思ふのです。

そこで、話はぐどくなりましたけれども、取り残された個人々々の小売り業者に対する圧迫というものがさらに強まるだろうということが予想されますし、それに対しては、いま局長が、中小企業近代化資金であるとか、あるいはまた高度化資金というものを投入するということも考えられ、これによつて個人々々の営業に対して合理化を与へ、近代化を促進せしめていくと

いうお客の方もわかりますが、同時に、一面は、先ほど局長は、いま大学卒業というより、どちらかというところ、インテリ層が小売り市場の中にむしろ積極的に飛び込んでいくんじゃないかというふうに考えられておりますが、なるほどそうだと思うのです。同時に、しかし、それに参加できない方々は、やはりこれらの圧迫を排除し、あるいはこれに抵抗を試みるという立場から、やはり私がいまいったような共同化の方向へ、五人、十人集まって共同化の方向にいくということも考えられるわけでありまして、こういう場合には、どちらかといえば、個人に対するよりも、より積極的にこういうことを奨励せしめて、個人ではやっていけないとあれば、共同化でやれるというより、こういう指導というものが、行政指導というものが、今後あるべきではないか。これによって個々の没落していきとすると、あるいはまた倒産の一手手前であるというより、そういう業者を、この共同化によって糾合せしめてやらせていくという、そういう体制を考えていいのではないかと思ふのですが、こういう対策はお持ちになつておられますか。

○政府委員(松岡亮君) 全く仰せのとおりだと思います。中小企業高度化資金は、実はそういう人々が共同化して、共同組織でマーケットをつくらうというより、人のために、無利子の資金でありまして、そういうものを用意しておるわけですが、さらに東京都市低利資金を用意いたしてあります。今後われわれとしましては、こういうものを拡充する、一方におきまして、いまお話がありましたような小

売り商の共同組織、共同化による拡大、必ずしもマーケットと申しませんが、営業の規模の拡大、まあ現実にも人手不足で非常に困つておるわけでございますから、農業あるいは農業以上に入手不足で営業がむずかしいという状態もあるわけでありまして、その共同化の方向で進む人々に対して、さらに低利資金等を拡充するように努力いたしたいと思ふます。

○大河原一孝 よくわかりました。それから、これと関連がございまして、市場との関係もございまして、従来、たとえは今日もそうですが、小売り標準店というのがございまして、これはいま東京にはどのくらいございまして、

○政府委員(松岡亮君) 約千八百ございます。

○大河原一孝 しばしば聞かされるところは、今日言うところの小売り標準店が、非常に何か価格の面や、あるいはまたサービスや、その他の点において、実際いまいなものになつておるのではないかと。われわれが小売りの食料品等を購入する場合に、こんなものがあつたつて、他の店と大して違ひがないのではないかと。いろいろな声も出ておるというところも聞かされておるのですが、一体今日までの、このせつかくのつくられた標準店が、一般の消費者に対して、あるいはまた一般小売店との間における、何と云へば、か、どのような立場に立つておるか。はたして、一般小売店よりも標準店のほうがやつが実際に安いかどうか、どの程度まで安いかという点、実際からいって大した当てになら

ぬものじゃないか、こういう点よく聞かされるのです。われわれも、なるべくならばそういう幾らかでも安い標準店のほうから購入すべきだと考えておるのですけれども、ところが、世評においては、今回の標準店というのは、実際いまいになつておるというところですが、同時に、現状はどうなつておるかというところ、今日までの、標準店におけるいわゆる取り扱い品目の価格というものが、価格基準というのか、どういふところから定められておるか、ひとつおわかりでしたら、参考のために聞きたいと思ふので

○政府委員(松岡亮君) 実は昨年の秋に、東京都の標準小売店につきまして、モニター調査を実施いたしましたのでございまして、その中で、回答があつたのは、二百十三人のモニターから回答がございまして、標準店を買つたところがあるという人が、八百屋の場合は七六・七〇、魚屋の場合は七一・七〇、こういうふうになり、利用されておる状況でございまして、しかしながら、標準小売店の営業自体については、かなり批判がございまして、標準品と、ほかのものの区別がはっきりしていないとか、あるいは品質の値段についても必ずしもどうもよくないじゃないかというふうないろいろな批評がございまして、で、これはさらに改善をはかることにいたしてございまして、標準店に対する指導はやつておるわけですが、どうしても標準品の数が少なからざるを得ないわけでありまして、それから標準品の銘柄というものが、また的確にどうも押え切れないというふうなことがござい

ますので、一般小売店よりは幾らかましという程度の評価ではないかと考へられます。今回の小売り市場の場合は、むしろ、大阪の公設市場でもやつておりますけれども、その標準価格は的確に守られ、標準品の数もふやすことができておるというのをわれわれは確信いたしております。現に大阪ではそういうことで実施しておりますが、標準店よりは小売り市場においては、か

にそいつた点は十分なことがやれると考へております。

○大河原一孝 東京だけが大阪のようになりまして、どこに欠陥があるか知りませんが、まあそれは御答弁を要しませんが、ただ、いま今日何店かあると申しましたが、東京都内における標準店が、今後予想される、また、一般小売りと同じように、せつかくの標準店というものが設けられておつたが、今日の存在はあまり期待のできないような存在であるにいたしました。今後これからは、結局相当な打撃をこ

れまた受けると思ふのですが、そういった場合、一体標準店というものがあつていいのかどうかというこの存在の可否の問題が論議されると思ふのですが、こういうふうなことにいふてはどういうふうにお考えになつておるすか。やはり今後とも……

○政府委員(松岡亮君) やはり標準店は、いま申し上げました調査結果などから見ても、今後あつたほうがよろしいと思へております。で、小売り市場と標準店の関係は、大阪の場合には、小売り市場そのものは標準店となつておるわけですが、東京の

場合は小売り市場が標準店をリードするようになっているとはいへませんが、こ

う考へておるのでございまして、標準店をやめるのではなくて、むしろ標準店の最も代表的なものにして、それがリードしていくということにいたしてはどうかと考へております。

○大河原一孝 これも今後の市場運営の面において参考になると思ひますからお聞きしますが、先ほど局長が触れられたように、公設市場の問題です。私どもの近所に、四谷に公設市場がございまして、たまに行つてみるのですが、この公設市場も最近全くこれは衰微しておるということであるし、むしろ今日大企業によつて管

理されるスーパーマーケット、あるいはその他スーパー・ストア等によつて非常に衰微を來しておるというのです。が、しかし、それはかりではないだろう、内部の機構の問題にもいろいろ問題があるのではないかと。これは東京都管ですか、区管じゃないか……

○政府委員(松岡亮君) 区管です。

○大河原一孝 区管——そういう面です。今日公設市場の問題も、い

ちやいさ聞かされておるのですが、当局のほうから考へられまして、公設市場の衰微の理由は何にございまして、これが再び私は公設——こういうことではないと思ひますが、せつかくおつくりになつて、これからやろうとする小売り市場がこの二の舞になつたのではないかと考へておるのですが、ひとつ衰微の原因というのとは別の辺にあるか、お考えになつておられませんか……

○政府委員(松岡亮君) これは私も今回の小売り市場をつくり出す場合に、東京都の区管または都管にするこ

とを最初に考えたわけでございます。

それで東京都と折衝を続けたわけでございますが、東京都はどうしても自信がないというのでございます。それは東京都でも大正か昭和の初期から公設市場を大阪と同様につくったわけでございますが、衰微してしまつた。一体それはどういふ原因なのか、その原因を改めたいいじゃないか、こう言つたのでございますが、これはどうもこういふところで申し上げるのはいかかと思ひますが、東京都の場合は非常にやはり地元の圧力というものが強いのでございます。それで、区役所あるいは都というところでは、なかなか円滑にやれないというのが、率直なところもあるわけでございます。

それからもう一つ現実的な理由といたしましては、東京都の消費者と大阪の消費者、まあ要するに主婦でございますけれども、問のやはり考え方の違いがあるわけです。で、大阪の主婦は非常に割り切つて、安くてもいいものならばあまり見ばのよい店を買つたつてかまわないのだという意識には、わりあい徹底しているわけですし、東京の主婦はどうか古くは薄暗い市場は、まあ四谷なんかはましなところで、まだ残つておるわけですが、薄暗い市場で買つても快しとしない人が多いというところのようでございます。そういう面も考えますし、今後の経営方式としてスパー方式とか、まあ要するに明るい近代的な店をつくるということとは非常に肝要だと考えております。

○大河原 一次君 あと、ぼくは午後から、こまかいことになりまふけれども、お聞きしたいと思ひますが、私は

いまこの公設市場の問題を申し上げたのは、やはり再びせつかくのこの小売市場が運営されても、また衰微をたどるといふようなことのないように、やはり今日の一応あれは公設市場ですから、区でやつておるのですから、そういう意味で再び繰り返すことのないように、そういうことのために参考として聞いたわけですが、ぼくは午後から別にやるといふことになつておりましたので、一応整理してからお聞きしたいと思ひます。

○委員長(青田源太郎君) ちょっと一

〔速記中止〕

○委員長(青田源太郎君) 速記をやつて下さい。

○大河原 一次君 これは、先ほどから生産点における生産出荷の問題をちょっと聞き漏らした点があるから、それに關連してお伺ひしますが、この生産点のことを考えますと、いろいろ組織の問題もありまふし、共同出荷とかあるいは出荷体制それ自体にもいろいろ問題があるかと思ひます。が、やはりその出荷体制にいたしましても、出荷の組織にいたしましても、要はそれらの内容が組織的に具備されておるということに、当然価格面の安定ということも来されるだろうし、一方、市場においてはこの生産品の獲得という面も当然考えられてくるわけですから、その場合、やはり生産者の立場に立つて考えますときに、先ほどの一番最初に触れた問題にも關連いたしまふが、やはり生産団体としては、せつかくこのような、たとえそれが小売市場の開設の問題にいたしましても、やはり生産団体から見ますと、一つのこれは魅力だと思ひるので、一つの魅力になると思ひ、確かに、どうしてもこの魅力の上ののつとつて今後の自分たちの所得を高めようという考え方が、そうなりまふと、おのずとただ単に中央卸売り市場と直結したという問題ばかりではなくて、できるのだったらこの小売市場とも直結していくべきではないか、そういう考え方が出てくると思ひ、同時にまた、今回のこの市場というものは国と都において運営するという形になつておりましたれば、それだけで先ほど申しましたより公營的な、より公共的な色彩を帯びるわけですから、そうなりまふと、私は農作物の品物が自分の軒先から出荷計画を通して、出荷組織を通して、やはり直接に小売市場に物を運んで、生産者団体みずから委託手数料を払つてここのひとつ販路してもらいたいというふうな考え方がなつてくるのではないかと申すし、われわれ、農民の立場から申す上げますならば、特にまたいふ論議されている問題は農林委員会の問題だから、したがって当然やはり農林委員会としても農業の場面を考えてやつたときに、この農作物を小売市場の中で売つてやろう、買つてやろうというふうな、そういう体制にまでいくべきではないかと思ひますが、この面に対してはどうお考えになつておりますか。

○政府委員(松岡亮君) 生鮮食料品の取引につきましては、まあ外国でもそうでございますけれども、日本の場合には特に非常にバラエティーが多いわけでありまふ。商品にいたしましても、産地にいたしましても、同じカンラン

でもずいぶん産地ごとにいろいろあるわけでありまふ。ニンジンにしましてもそうでございますし、ミカンにいたしましてもそうでございます。したがつて、大量取引による有利性というものを發揮するには、やはり中央卸売り市場というよりな大市場が中心になりましてやつた場合のほうが、通常の場合は経費が節約されるというのが原則的な考え方であらうと思ひます、少なくとも当面の段階におきまして、しかし、こういうふうに公設市場、小売市場が発達してまいりますと、そうでない面も出てまいります。現にアメリカの場合三割くらいは卸売り市場を経由しないものがあるわけでございまして、だんだんそういう面が出てまいると思ひます。当面、食鳥つまりブロイラーとか鶏卵のようなものは、そういうものは中央市場を通じないで出荷団体が消費地間屋に卸している場合が多いわけでございますが、そういう場合はむしろ直接小売市場と取引をするほうがいいのではないかと。魚で言いますと、冷凍魚のようなものは、冷凍魚を普及させるためにも、また現在の冷凍魚の小売販売、消費者に対する販売のやり方が、わざわざ冷凍したものをもとに戻して消費者に売るといふようなつまらぬ手数料をかけて一つまたぬというと諸弊がありまふけれども、手数料をかけて取引をやつておる、そういうようなことを改めるには、直接冷凍魚のようなものは出荷団体から買い取る、あるいは委託を受けるというほうがいい場合があるかと思ひます。あるいは干しシイタケ、そういうものにつきましては、最初からそう

いう方法の取引を勧奨してまいりたいと、こう考えております。

〔委員長退席、理事堀原茂嘉君着席〕

○大河原 一次君 今回の小売市場の場合も、直接、たとえばブロイラー、あるいは鶏卵、あるいは冷凍魚、そういうものを直接出荷団体から個々に受け入れる、荷引きをやる、そういう考え方に立つておられますか。

○政府委員(松岡亮君) そういうふうに持つてまいりたいと考えております。

○大河原 一次君 この場合も考えられることは、先ほどの入居者の入居基準の問題とも關連してくると思ひますが、こういう場合、直接一方から小売業者、いわゆる入居者の立場からいうならば、普通考えられておるところは、中央卸売り市場から直接あるいは間接に荷引きをしてそこで販売をするという場合でございますが、しかし今度の場合は、直接出荷団体から荷受けをして販売するということですから、これに対する入居者の意見もいろいろあるのではないかと。結局いろいろ面でも影響されるところは多いと思ひますから、ですから、こういう場合の入居者の意見というものはその辺にあるかということも、一応考慮の対象とすべきではないかと思ひますし、入居基準にあつては、そういう面の入居者の意見も、こういう点において取り上げていく必要があるのではないかと、このうよに考えておりますが、この点はどうかお考えですか。

○政府委員(松岡亮君) 確かに入居者の意向を無視してやることはいけなから、お聞きしたいと思ひますが、しかし一

面、明らかにそうしたほうがベターであるというものにつきましては、強い指導力を発揮するように、契約等の順守事項というようなことで、できるだけそれをやってもらうというものが、お互いのためにいいのではないかと思ひます。で、これは必ずしもほかの業者に悪影響を与えるというような性格のものでもない。あるいは消費地間屋などには多少の影響はあるかもしれないが、しかしそれが、生産者のためにも、消費者のためにも、また小売り商なり出荷団体のためにもよいことではないかと、そういうものにつきましては、できるだけ強力に指導したいというふうに考えております。

○大河原一孝君 この場合やはり問題になってくるのは、生産地からまっすぐに小売り市場に持ち運ばれて、入居者の手数によって売りさばかれるという場合に、やはり価格の問題が当然日程にのぼってくると思うんですが、この価格の決定の方式といたしまして、どのような価格決定の方式を考へられるか。これは魚、肉、あるいはプロイラー、鶏卵といったようなもので、これらに限定されるといたしまして、これらの価格決定の基準をどこに置いてやるかということも当然考へられるべきではないかと思ひます。が、この点はどう考へられますか。

○政府委員(松岡亮君) これは結局、出荷団体と小売り業者の仕入れ組織との折衝の問題でございまして、これも中間に、いままでは、消費地間屋の手数料でありましたか、迂回した運搬費とか、そういうものがございまして、少なからずそういうものは節約した形で値段がきめられなければならない

い。で、その利益は、消費者に帰属せしめる部分もあるし、産地のほうに帰属させる部分もあるかと思うのでありますが、それを一般的に抽象的にどうきめるといふことはなかなか申し上げにくいわけですが、考え方としてはそういう行き方にならうと思ひます。

○大河原一孝君 私がさつきから申し上げておることは、やはりどちらからかと言へば、直売方式です。これは衆議院の段階で語があつたものでありますけれども、やはり直売方式、あるいはまた直売に準ずるといふか、そういう形の中で取引をされ、販売をされる、そういうふうにも考へますから、そうするならば、当然この価格という問題がそこで直接取り上げられてくると思ひます。その場合の価格決定の基準というものは、やはりある程度、いわゆる公営的な市場の問題ですから、当然考へられるべきではないかというふうに考へます。同時に一面には、またこの場合に、生鮮食料品、いわゆるプロイラーであるとか、食肉、あるいはまた鶏卵というものは、直売のほかに、これは鶏卵といたしまして、一般的にわかつて、管理会あるいはまたその他農林当局が、何といたしまして、品目の選定なり、あるいは品目構成といふものを、個々の業者に対して、いわゆる強制するといふか、指示するといふか、そういう形をとるわけですか。これも先ほど申しおかれておつたわけですから。

○政府委員(松岡亮君) 前段の直売または直売に準ずる場合でございまして、特に鶏卵のようなのは大体もう産地の出荷値段というものは、出荷団体できめられてゐるわけであらう

す。それに市場の妥当な手数料を加へたもの、委託を受けた場合の手数料、そういうものでできると思ふのでございします。それから後段のいろいろな広範の品物の場合でございしますが、私どもが考へておりましたのは、大体大阪の公設市場の例にならうと思ひまして、標準品を普通の標準店よりも多ききめていきたい、それで標準品の値段については、マージンを一定の方式で出し、その日の定卸り値段を勘案しまして、大阪でやっておりますような方式をとつてまいりたい。ただ、経営方法とかにかくあらゆる面で人件費の節約なんかやれる方法をとつておられますので、通常の標準品価格よりかや低目にきめられるものと思つております。

○大河原一孝君 この一割安くするとか、あるいはまた適正価格だといふことが言われておるようですけれども、この際、この一割というマージンの問題は各品目一つ一つですね、各品目の上からの一割ですか。総売り上げ高の一割を考へておるのですか。どちらですか。

○政府委員(松岡亮君) これは総売り上げで一割ぐらいの節約ができるはずだ、こういうことでございします。それは仕入れの面でも大量仕入れをやりますから、非常に商品の回転も早い方式でございします。その面でも四割なり五割出る、これは計算上の問題でございしますが、出る。それから販売方法の面で、何といたしましてか追従販売といふか、お客に店員がついて一々尾行販売をやるとか、ついで品物の相談を受けたらなんかない。お客が自分にとって、セルフサービスでやる。代金は一カ所で払うという方式などをとり

ますので、そういう面での人件費の節約で、かなり安く、これは四割から五割、それは同時に商品の回転を非常に早くするわけにございしますけれども、そういうことでマージン全体、つまり売り上げ全体で一〇%ぐらいの節約は十分可能である、こういう見込みでございします。

○大河原一孝君 そういう点については、さらにまた十分に勉強してからしなければいけないと思ひますけれども、ただこの場合、一割見当のねらい、非常にけっこうだと思ひますけれども、そうなるってほしい、またそれ以上にしてほしいと思ひますが、はたして市場が開設された暁において、人件費あるいはまた一私には人件費も相当になるのではないかとと思ひますが、人件費あるいはまたその他の諸経費、あるいはまた償却費、そういったものを総合的に考へますと、よほどしっかりとしなければ容易ではないのではないかとと思ひます。第一条の目的が完遂するのには、よほどしっかりとしなければならぬのではないかと考へるんですが、その際取り扱う商品、生鮮食料品、たくさんございしますが、その中でマージンの高い商品のみが販売されるということになりはしないか。たとえは何かといふと、いろいろあると思ひますが、そういったものが主として多く取り扱われて、その他のものは取り扱ひ量を少なくするといふような、そういうような規制措置がとられるのではないかとと思ひますが、消費者の立場から見ますと、数多くのいろいろな品物を出してもらつて、そこで安く売ってもらふことが望ましいわけであ

が、しかしまた、経営の面になると、総売り上げで一割ということになると、なるべく比較検討して、マージンの高いものなるべく多く取り扱うといふことになつて、一般の——今日都市の消費構造は高まつておりますけれども、しかしまだまだ高まつておるとはいつても、相当低所得者の方々があられるわけですから、そういった方々の需要にこたへるために、まんべんなく、特に最近の低所得者の方々の嗜好に應ずるような品物をたくさん出して、おいてもらふべきやならぬのではないかと。どちらかといへば、消費構造の低い面だけが——マージンの高いものだけが取り扱われることになるとちよつと困ることになるのではないかと、いふような懸念もあるわけであ

○政府委員(松岡亮君) ひとつもたと思ひます。これは公設市場でございしますから、あくまでも大衆が消費する生鮮食料品を主として販売するようには、これは最低の条件として守つてもらうという考へでございします。もちろん営業の面からいいますと、一般の民間のスーパー・マーケットと称するのは実はスーパー・マーケットではない場合が多いわけにございします。生鮮食料品はむしろおとりに使つておる。毎日買い出しに来る物だから、お客さんをついばるためのおとりに使つていて、やたらにこれを安くして、ほかの衣料品とかそういうもので大いにかせぐと、こういう営業をやつてる場合が多いわけにございしますが、そうではないで、妥当なやつぱり水準で生鮮食料品を主体にして、本来のスーパー・マーケットというものとして、大衆向

けのものに重点を置く、これはもう条件として守らせる考えであります。

○大河原一孝 まあそうあるべきだと思ひ、特に入居者の入居基準の問題とも関連いたしますが、入居者に対する指導監督という面も十分に考慮を払った上で、いま局長が述べられたような方向にしていきたいと思います。ですが、その場合、さらにこの生鮮食品の品目ごとのいわゆる最終的な消費者価格の最高とあるいは最低を制限するのかがどうか、そういう問題ですが、どうお考えになりますか。

○政府委員(松岡亮君) これは統制時代の(2)という形のもの、これはやるべきではないと思っております。まあ、かえってそういたしますれば、営業活動が滞りたり、消費者に悪い品物が渡るといふようなことになって、好ましくはないと思っております。標準店をやっておりますものより、標準店をやっておりますものより、標準価格——標準店よりできるだけ標準価格をふやしまして、その標準価格をきめて、それにならうという品物を売つてもらうというようにいたしたいと思っております。

○大河原一孝 最終価格としての最低最高を制限しないということになるならば、そうするとこの適正価格のあり方という問題が、実は問題になってくると思ひますが、その制限をしない場合の適正価格のあり方といふは、そのきめ方といふものは、何を標準にすべきかといふことが問題になると思ひますが。

〔理事梶原茂嘉君退席、委員長着席〕

○政府委員(松岡亮君) これは現在東京でやつております標準価格よりはもう少し緻密な方式で、あれよりは少ないマージンでやれると思ひますが、その算定方式を定めまして、その日の中央市場の値段にその方式によるマージンを加えたものを、標準価格と考えてまいりたいと思ひます。現在の標準価格は魚の場合、仲買人の値段に対して三一・五%でございます。これはもう少し節約できる、少なくともこういう営業方式なら、ずっと節約の可能性があると考えております。

○大河原一孝 具体的に申し上げたいことがあるのですが、整理できておりませんから、整理してからお聞きしたいと思ひます。

○委員長(青田源太郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(青田源太郎君) 速記を始め

○梶原茂嘉君 いろいろの生鮮食品ですけれども、問題を簡明にするために、一応蔬菜といふものに限つてお伺いしたいのであります。で、現在の小売り面における蔬菜のマージンのあり方ですね。マージンのあり方が他の各種の日用品、家庭に直結する各種のそういう品物に比べてどういふ地位にあるのか、言いかえますと、現在の八百屋さんの口銭といふものが高過ぎるのだという目で見ておられるのか、まずまず妥当だと思ひておられるのか、一体八百屋さんのマージンに対する見方はどういふ見方であるかといふことを伺いたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 現在の八百屋のマージンが特に他のものに比べて著しく高い、必ずしもそれは考えていないのであります。しかし高くなる傾向が見られる。どうしてもこういう品物は、売り上げ量をふやすよりも、高い値段にする傾向があるということから、最近のように年々人件費が上がつてまいりう時代には、どうしても構造的高くなるを得ない、こういう構造的な考え方を持っているのだから、調査した結果で見ますと、粗利益率、これは六都市の通産省の「中小商業基本調査報告書」によるわけでございますが、野菜、果実は二二・一%でございます。鮮魚は二三・一%でございます。食肉、卵鳥肉、これが二一・七%でございます。各種食品料は二一・七%、酒、調味料が一五・三%、それから乾物や茶が一・四%、米麦、雑穀、豆類等が一・二%、で、まあ、食品の中では高いほうでございますが、これは腐敗性のもの、でございますから、ある程度高くなつていけるのはやむを得ないと思ひます。しかしむしろ問題は、構造的には、まあ流通段階で、一番マージンが大きい段階でございます。しかも人件費が占める割合が大きいわけでございますから、今後これが騰貴してくる可能性は十分あると考えております。

○梶原茂嘉君 蔬菜のごときは生鮮食品のほんとうの生鮮な、それを扱う上で人件費が中心の要素にあるというところは、これはまあ当然のことだらう、ところで人件費といふものが将来も上がる傾向にあるというところは、これはまた当然の推移であらう、こう思われるのです。したがって、蔬菜マージンが今後上がる傾向にあるであらう

ということも、これまた私は当然の筋道であらう、こう思ひわけです。他の食料品であれば、加工食品であれば、多分に大量生産という可能性はある。しかし蔬菜ならば生産がふえればたちまちマージンの問題以上に、供給量の変化といふものが価格の上じや大きなウェイトを占めていくわけ、八百屋さんのマージンのあり方よりも、蔬菜の価格自体の騰落が比較にならぬほどの大きなウェイトを占めておる、こう思ひます。したがって、将来やはりある程度マージンの実態といふものは、私は実質は上がっていく。二一%といふもの自体は、それは大体そういう程度でおおきく、蔬菜自体の価格といふものは、やはり上がる傾向に将来も進むであらう、こう思ひます。今回の総合食品市場といふものが蔬菜のマージンを構成する、少なくとも一つであるといふに言われておるのです。すけれども、はたしてそれが可能であるかどうか、それが可能であるといふ根拠は、どうも私はつかめないのですが、一体可能なのか。可能だとすれば、それをどの程度に減らすのか、といふお考えなのか、その点をひとつはつきりしてまいりたい、こう思ひます。

○政府委員(松岡亮君) もちろん、蔬菜の生産価格、これは豊凶あるいは需給の關係で騰落いたしますわけでございますが、これを安定させる必要が根本的に大事でございます。しかしながら、同時に野菜はこれは労賃の關係もありまして、生産地が遠くなったという關係もあつて、この数年恒常的に、ある季節的な騰落は別といたしまして、根っこが上がつてきております。ですから、この面の対策も必要があると思ひますけれども、同時に、それよりもやや早く中間経費が上がる傾向にございます。これは中間段階における特に人件費の影響が多いと思ひます。でございますが、それを今度のあれで節約できるかといふことでござい

○梶原茂嘉君 大量仕入れによつてコスト・ダウンをはかるということは大

を対象とするか、どの程度の消費者の家庭の数を対象とするか。

○政府委員(松岡亮君) これはまあいろいろな想定があるわけでございますが、想定を申し上げる前に、現実に一体町の中にある店舗で、実際のどれだけの実績をあげているかというのを申し上げるほうが先であらうかと考えますので申し上げますと、ここに青果あるいは鮮魚等を売っている店のこれは統計でございますが、従業員一人当たりの売り上げは、年間百三十七万円が青果の場合、鮮魚の場合は百十七万円ということになっております。それから売り場面積の坪当たりでございますが、青果の場合は四十二万円、鮮魚の場合は五十二万円、こういうことである。

○政府委員(松岡亮君) マーケットと称している店の売り上げでございますが、これは従業員の一人当たりで申しますと、四百二十七万円でございます。それから坪当たりで百三十一万円、大体数倍の売り上げになっておるわけです。これは場所柄等も影響がございまして、販売方法、とにかく最小限度の人手しか使わない。それからブリ・パッケージ等をやるのか、そういう方法で商品の回転を非常に早くしている、こういういろいろな影響がございまして、それから環境をよくするということがお客さんが非常にふえる、そういうことから大量仕入れが可能になってくる、こういうことでございます。

○梶原茂嘉君 いま一人当たりのお話がありましたが、東京で何軒の八百屋さんがあって、大体一軒がどの程度の家庭を持っておりますか、一軒

の八百屋がどういう商売をやっているのであらうか。

○政府委員(松岡亮君) 一軒当たりのお客の数は調査がございせんが、東京には青果の小売りをやっている商店の数が七千六百、八千近くあるわけでございます。大ざっぱにいえば、東京都の世帯数をこれで割ればいいわけでございますが、鮮魚が三千七百、四干弱でございます。で、売り上げは、東京の場合、青果が従業員一人当たりが百九十四万円、鮮魚が百五十六万円、こういうことになっております。

○梶原茂嘉君 今度できるこの法律に基づく市場ですね、それでどの程度の蔬菜を扱って、簡単に言えば従来の何軒分くらいになるのだと見ておるのですか。

○政府委員(松岡亮君) 大体売り上げ高で普通のスーパーよりやや低く目です。三倍から四倍くらいの売り上げを想定いたしております。

○梶原茂嘉君 そのことは、三倍か四倍の消費者家庭を対象にする、こういうことに見えていいわけですね。

○政府委員(松岡亮君) 大ざっぱに言いますと、そういうことでございまして、たとえば普通の小売りでございまして、野菜を買いにきたついでに魚を買って、こういう割合は少ないわけでございます。魚とか加工食品も売っておるという場合は、やはり消費者としても、一度に手間を省くために買い出ししていくということが多いわけでございますし、それから実際のスーパー店の売り上げの実績などを見ましても、これ以上の成績をあげているわけでございます。大体、そういう見当で、そうむちゃ

なことはないだろうと、こう考えます。

○梶原茂嘉君 スーパーの場合は問題立地条件といいますが、環境といいますが、それが支配的といいますが、一つの要素であらうかと思う。ところで、現実に東京で見れば一つの町の一部が、そこにちよつと消費者が出かければ八百屋さんが三軒ある、魚屋が三軒ある。それと生鮮食品以外の総合食料品店と名前を出し得るような店が、一、二軒ある。そういう形態の一つの姿ですね。それは私は一つの社会構造的な姿と思う。そういうのが各所に現実にあるわけですね。現実に行なわれておる。したがって消費者の立場から言へば、これは新しくできるスーパーの近くの人は、従来の三軒なり四軒の八百屋に行っておたのがそこへ行く。それが便利だ。しかし、それは東京で言えば消費者の中のごく一部であつて、ほとんど割合に出てこない程度であらうかと思うのです。それじやこれが一つのモデルで、ほかの者もそう見習えということであらうかもしれないけれども、これは多額の国の援助があつてやり得る。ほかの小さいものはなかなかそういう方向にいくことは事実容易じゃない。しかも最近では農林省はお調べがあるだろうけれども、比較的小さい食料品店でも非常な仕入れを広くやりまして、総合食料品店的な形なり実態を備えるために、非常な努力を、四苦八苦をしているわけだと私は思うのです。それは加工食品といふのはそうであらうかと思う。ところが生鮮食料品については、車で買いに行くわけではないので、大部分の家庭からいへば、比較的近回りに八百屋さん

があるのです。わずかの時間で消費者が買いに行けるわけですね。若干、それにはスーパー・マーケットに比べてみると、統計上スーパー・マーケットのほうが安いかわからない。しかし、時間とか、こういうふうなものをお勘定しますと、実質的にどちらが安いかに、わかに判断はむずかしいかもわからない。私は、こういう、将来の方角としてこれは間違っているとも思わない。しかし問題は、先ほど来大河原さんも言われたように、生鮮食料品については物理的な問題として、たとえば東京のごとき、人口が急激にふえていくという地帯の問題は、何として中心のマーケット、中央卸売り市場といふものを大きく、少なくとも物理的に再編成していくということが、こういう都会における生鮮食料品の小売りの面といたしまして正していくこれはもう本筋だと思つておる。そのほうが直らない限り、一日置けば価格がたつと下がってしまうのです。そういうものを大量に仕入れたというだけでは、しかも、大量と言つても、小さい八百屋さん二、三軒分の集まりに過ぎないという行き方では、はたしてこれがうまくいくのであらうかどうか、私には少なからず疑問があるわけなのです。

もう一つ、それに関連して伺いたいのは、このマーケット、市場といふものは、性格が先ほど局長お話のように、以前にスタートしていろいろのあり方をしてきた公設市場的なものなのか、しはば言われるように、スーパー・マーケットとしてそれ自体が一つ経営体、それ自体が一つの企業体、こういうふうに見るべきか、その点があるのです。わずかの時間で消費者が買いに行けるわけですね。若干、それにはスーパー・マーケットに比べてみると、統計上スーパー・マーケットのほうが安いかわからない。しかし、時間とか、こういうふうなものをお勘定しますと、実質的にどちらが安いかに、わかに判断はむずかしいかもわからない。私は、こういう、将来の方角としてこれは間違っているとも思わない。しかし問題は、先ほど来大河原さんも言われたように、生鮮食料品については物理的な問題として、たとえば東京のごとき、人口が急激にふえていくという地帯の問題は、何として中心のマーケット、中央卸売り市場といふものを大きく、少なくとも物理的に再編成していくということが、こういう都会における生鮮食料品の小売りの面といたしまして正していくこれはもう本筋だと思つておる。そのほうが直らない限り、一日置けば価格がたつと下がってしまうのです。そういうものを大量に仕入れたというだけでは、しかも、大量と言つても、小さい八百屋さん二、三軒分の集まりに過ぎないという行き方では、はたしてこれがうまくいくのであらうかどうか、私には少なからず疑問があるわけなのです。

はつきりしないのであります。一つの企業体としてのスーパー・マーケット、これは一つのあり方として各地にあります。今度の総合市場といふのはそういう企業体としての性格のものか、あるいは公設市場といふようなことでできる新しい団体か。そういう一つの物的な施設といふものをつくつて、その中に小売屋さんが店を並べるといふような性質のものか、その点はどうでしょう。

○政府委員(松岡亮君) 前段の問題でございまして、もちろん中央卸売り市場の改訂とか改革、これはもう必要でございまして。特に狭隘になってまいっております。その中の取引もまだ必ずしもオープンになっていない。そういう現状を改善することはあわせてやらなければならぬところでございまして、これは先ほど来、大河原委員の御質問にもお答えしておたわけでございますが、われわれこの構想をつくりまします場合に、小売り商の意見を何度か聞いたのでございまして。一体こういう方向で小売り商としてこれに協力してあるいは参加してやっていく気があるかどうかという点について聞いたわけでございますが、小売り団体はとにかく私鉄とかパトとか、その他の民間の大資本がスーパー・マーケットをつくりまして、そのために非常な打撃を受けておる。それから人手不足で悩んでおる。そういうことを打開して新しい道を開かなければならない。これはしかしスーパー・マーケットができたからといって、家族経営の小きな小売り商がすべて要らなくなるわけではなくて、両方共存しておるのがどの国でも実情でございましてけれども、

いないのでございます。食料品を考へておるわけでございます。

○北條篤八君 それははつきり法文にうたわれているわけですか。

○政府委員(松岡亮君) 消費者の面からいいますと、いろいろな雜貨類、台所用品なども一緒に販売したほうがよいかとも考えられるわけでございますが、まあこれは本来生鮮食料品の何と申しますか、消費者に対する妥協な値段で円滑に供給するということを主たる目的につくるわけでございますから、まあスペースもできるだけそれにさく。それに関連した加工食品を一部扱うということにいたしましたために、法律の第二十二条で明らかにしておりますが、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常の用に供する食料品を取扱品目とする「法律上こういうことにしたわけであります。

○北條篤八君 そりすると食料品以外のものは一切売ることができないというところでありますか。

○政府委員(松岡亮君) そのとおりでございます。

○北條篤八君 それで特に生鮮食料品は非常に鮮度が変わるものであります。また非常に売りにくいものでもあります。この生鮮食料品はですね。どのくらいその中で占めなければならぬとかいう制限はないのであります。よろうか、売やすいものからどんどん売っていくれば、しまいは生鮮食料品品目が少なくなつて、もうけのいいものばかりが陳列されるというようなことになつて、本来のこの目的が達せられな

いということになるんじゃないかというので何ったわけですか。

○政府委員(松岡亮君) 今回の小売り市場は、一般の消費者が毎日のように使う生鮮食料品、まあほとんど毎日買出すというようなものを提供するところを目的にいたしております。それで大体目安をいたしましては、販売総額の五〇％は生鮮食料品、売り場面積で言いますと七〇％くらいを生鮮食料品の販売の用に供したい。それはできるだけ大衆消費の品物を扱うように、これはできるだけ励行してもらおうということにいたしております。

○北條篤八君 七〇％ということは、政令が何かできめられてあるわけですか。売り場の面積の七〇％……。

○政府委員(松岡亮君) 業務方法書で定めたいと思っております。

○北條篤八君 特に日常非常に家庭で使うもの、牛乳みたいなものは、これは生鮮食料の中に入れます、これはもう扱わないということになっておりますか。

○政府委員(松岡亮君) 牛乳は扱ってはならないというわけではございません。ただ事実問題として、牛乳の販売組織は御承知のように森永とか、明治とか雪印とか系列の配給組織がございますので、実際問題として牛乳を小売り市場で扱う場合はほとんどあり得ないと思っております。

○北條篤八君 これはしかし、しいてやろうと思えばやるわけではないかと思うのです。スタンドとかあるいは何といいますか、はかり売りというようなものをやるのじゃないかと思ひます。やるのならやはりこういうもの

のをやったほうがいいんじゃないかと思ひますが……。

○政府委員(松岡亮君) やれないわけではございません。たとえば冷凍商品ケースを置きまして、そこで陳列販売をするとか、そういうことはできるわけでございますが、配達するような営業方法はとりませんので、そういう意味ではやらないわけでございます。

○北條篤八君 これは先ほど大河原委員のほうから質問があったようでありまして、総合小売り市場に入居できる業者を選定する場合の選定基準あるいは条件、そういうものを具体的に御説明願ひたいのですが……。

○政府委員(松岡亮君) ちろん、これは公共施設でございますので、信用があること、これにはいろいろ、具体的に資産上の問題あるいはいままでの営業の実態等の調査を必要とすると思うのです。それから営業の経験等がもちろん必要でございます。そのほかいろいろのこまかく言えはると思ひますが、できるだけその地区の消費者あるいは販売業者の団体等の意見を取り入れまして、そこで具体的な選定をやりたい、こう考えております。

○北條篤八君 その資産の状態というのはどういう基準で定められるのですか。

○政府委員(松岡亮君) 設備、土地、建物、それから倉庫、それから冷凍庫あるいは規格品である冷凍商品ケースとか、そういう設備はつくって貸し付けるわけでございますが、そのほかに入居する業者自体が持たなければならぬ設備、それから運転資金等がございます。それだけの資力は持つてもらう、こういう考えでございます。

○北條篤八君 そうすると、資産の金額にしまして何百万円とか何千万円とかといったような、そういう基準はないわけですね。

○政府委員(松岡亮君) 具体的な金額でまだ定めておりませんが、大体の見当としてそう大きな金額ではございません。

○北條篤八君 そうしますと、これは場所によって違いますけれども、今度つくられる中央市場を中心としまして、半径が約一キロ以内のものが入居するわけですが、大体何％ぐらいが入居できることになって、何％ぐらいは入居できないことになるか、お見込みはわかりませんか。

○政府委員(松岡亮君) 直接影響を受けるのは、大体五百メートル以内ぐらいだと思ひます。その五百メートル以内ぐらいでは、大体生鮮食料品の販売の比率で四分の一くらいが小売市場に移るのではないかと。まあ取り扱い高を計算してみますと、そういうことではございます。これを店舗の数にいたしますと四・六ぐらい、これは一つの計算にすぎませんが、そういう見当になるのでございます。

○北條篤八君 この選に漏れた業者に對して、あるいは店舗の改造に對する低利資金の融通とか、あるいは先ほどちよつとお話がありましたけれども、これを組合組織にして、あるいは会社組織にして、そうして税金の負担を軽くさせるように指導あつてくれるというふうなお話がありました。そういうものに対する政府の助成はお考えになっていらっしゃると思ひますが、どういふ点に一番力を入られておりますか。

○政府委員(松岡亮君) この問題は、私も構想をつくるときに一番慎重に考えた点でございます。小売り団体の意見を聞いて、また要望も聞いたのでございますが、一面においてスパー攻勢に對抗する意味で自分ももう一方方向に行きたいという面と、そこに入らない人に対しては低利資金を貸してくれ、それから老齢に入つてそれとできないというふうな人もおる、周辺の地区に限られますけれども、そういう人については税金を安くするとか、そういう方法を考えるてもらいたい、この前のほうの自分らの共同でそういうマーケットをつくるのか、そういう小売店街をつくるという要望につきましては、中小企業の高度化資金によりまして、これは所要資金の半分を無利子で貸し付けるわけでございますが、そういう方法も考えてまいりたい。それから東京都の店舗の近代化資金でございますが、これは年四分で据え置き期間中は無利子という条件でございますが、これも活用してまいりたい、こう考えております。それから税制の面では、今回の税制改正で小規模事業主の負担軽減がはかられたわけでございます。事業税における事業主の控除、それから所得税で家族専従者の控除額を上げました。あわせてかなりの控除額の増額をいたしております。そういう主要な対応する措置もとつたわけでございますが、できるだけ近隣の業者に優先的に入居させる。で、運営にあたりまして、あまり摩擦を起こさないように、できるだけ協力的に運営してまいりたい、こう考えております。

○北條篤八君 この入居業者が品物を仕入れる場合に、品目別におおの数を自分のほしいだけ自由に仕入れることができるのかどうかですね。これは管理会が各入居業者の希望の数量を――まづにまづ、それを大口にしまして仕入れをするのか。また仕入れをした場合に、それを分ける場合、等分に分けるのであります。それとも各店の要求どおりにまたさらに分け直すということをやるのであるのか、こまかいことですが……。

○政府委員(松岡亮君) 管理会自身は仕入れをやらないのであります。入居業者が相寄つて共同の仕入れ組織をつくるように指導したいと考えております。できるだけ大量大口にいたしますように、共同仕入れ組織、これはほかの商品でも各店でそういうものができつつあるようでございますが、そういうふうにして取引条件を改善するといふように指導したいと考えております。特に加工食品なんかは、それが容易にできると思ひますが、生鮮食料品につきましても、できるだけ共同組織の仕入れをやるようにいたしたいと考えております。

○北條篤八君 そうすると、十人なら十人入居業者がお互いにそこで一口にまづ、そうして仕入れをして、それは自主的には数量は自分の欲するだけのものを確保できるわけですね。

次に伺ひます。第一条に、「小売市場を設置することにより、生鮮食料品等の流通の合理化を促進して適正な小売価格の形成に資し、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。」とあります。その適正な小売価格を形成するといふことが、一番大

○北條篤八君 この入居業者が品物を仕入れる場合に、品目別におおの数を自分のほしいだけ自由に仕入れることができるのかどうかですね。これは管理会が各入居業者の希望の数量を――まづにまづ、それを大口にしまして仕入れをするのか。また仕入れをした場合に、それを分ける場合、等分に分けるのであります。それとも各店の要求どおりにまたさらに分け直すということをやるのであるのか、こまかいことですが……。

事な点だと思つてあります。このたびの小売り市場ができることによりまして、従来の小売り価格より安く大衆に売ることができるといふ根拠と、また一体どのくらい安くする見通しを持っておられるのか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) まず考え方でございすが、これは先ほど申し上げましたように、図をつくつて統制価格を実施するといふようなことは全然考へてないのでございすが、ねらいとして、今後とも安く安定させるというのと、今後とも安く、人件費の増高などがございすが、その影響を少なくするために人手を大きく省くといふようなところに重点を置くわけにございすが、それと大量仕入れによつて運搬費でありますとか仲買人のマージンを節約する、こういう考え方をとつておるわけにございすが、これは計算でございすが、販売方法の合理化といふことは、尾行販売をやめ、それから包装についてはブリ・パッケージの方式をとり、代金支払いについてはチェック・アウト方式をとるといふことで人手を大幅に減らし、それから商品の回転もそれだけ早くなるということにございすが、それと仕入れ方法はできるだけ共同仕入れで大量仕入れをやつて仲買人を通ずる場合でもできるだけマージンをまけてもらつていふような方法をとりまして、まあ計算上は一割前後の節約ができるのではないかと、こういふ考え方をしております。具体的にどういふふうにするかと、いふことでございすが、現実に東京都では標準品小売店で標準価格を定めております。それから大阪の公設市

場では市場内の人居業者の標準価格をきめておるわけにございすが、大体大阪の公設市場の標準価格のやり方をとりまして、東京の場合、標準店よりは銘柄を大幅にふやまして標準品をたくさん置く。それについておそろく東京の標準品のマージンよりは少ないマージンで定められると思ひますが、標準価格を定めましてそれになつてほかの商品も売つてもらふようにしたいと、こう考へております。

○北條八君 そうしますと、その標準価格をもとにして大体マージンは何%という表示は一応するのでありましようか。

○政府委員(松岡亮君) 私、商売のあまりこまかいことまでなかなかあれでございすが、大体マージンをごらんになりますと、きれいに同じ商品が陳列されます。その上に一キロ幾ら、こういう表示をするわけにございすが、消費者はその中から自由に取つて重量をはかつたらすぐ代金の支払い場所に行つて行くと、こういうこととございします。

○北條八君 私が伺つてゐるのは、そうでなしに、大体中央卸売市場の標準価格はラジオで放送されますからわかるわけですが、それに對して大体二割なり二割五分なりのマージンをかけたものを標準にするといふことなのかどうか。これは別に二割なり、あるいは二割五分なり、そういうものは指示しないのか、自主的に各店舗にやらせるのか、それを伺つておるのです。

○政府委員(松岡亮君) 大体大阪の公設市場と同じような方式をとりたいと考へておりますが、東京の標準店の場合も、中央市場の標準品の仲値に對し

て何%とか、こういう方法をとつております。それをもつときめこまかく標準品の数をふやしまして、いまの東京の標準品のマージンよりはやや低いところにくみめられると思ひますが、そういう価格を表示するようにいたしたいと思ひます。

○北條八君 この生鮮食料品は、ほかのものと違ひまして鮮度によつて値が非常に違ふわけですが、ですから朝仕入れた朝の品物と晩の品物とは違ひし、特に売れ残りで翌日になつたようすからは、全然値段が低いわけにございすが、それからこういうものをきめるということではできないと思ひます。それはまあその中に入つた十軒なら十軒の八百屋なら八百屋がお互いに自主的にきめて、そして一応は標準価格を基準にしますけれども、自由にやらせることになるのじゃないかと思ひます。その点はいかがですか。

○政府委員(松岡亮君) 仰せのように鮮度の問題がございします。したがつて標準価格といひましても、いつでもそのまゝ守れるわけにございしません。その辺は入居しておる業者自身が、標準価格を基準にしまして幅を持つてきめるように指導したいと考へております。なほ鮮度はできるだけ落ちないよう、設備もできるだけの設備はいたしたいと考へております。

○北條八君 次に伺ひますが、これは先ほどお話があつたと思ひますが、この食料品の仕入れは必ず中央卸売市場を通さなければならぬといふことはないので、小売店ができれば直接生産者から仕入れたほうがこれはもう中間のマージンも省けますし、生産者にもその利益が均てんしてくるこ

とになりますから、こういう形に將來はもつていかなければいけないと思ひます。また特殊の品物については、この市場の中に生産者団体の出荷組合とかあるいは農協とかいふものの直売式売場をつくることも非常にいいのじゃないかと思ひますが、そういうことは政府の方として考へてなつたことがありましようか。これが一番徹底した方法だと思ひます。生産面と消費面をできるだけ直結させる措置として最も好ましいのじゃないかと思ひますが、そういう点いかがですか。

○政府委員(松岡亮君) 生産者団体あるいは出荷団体が消費地に直売所を持つて直接生産地から買ひ付ける、こういう方式は歐洲なんかではよく見られる形にございします。イギリスでは消費組合が産地へ進出してありますし、スイスなんかでは農協が都市に直売所を持つておる。しかしこういう場合大体すべて総合的な商品の扱い方をしないと効果がなかなかあらならないように考へられます。日本の場合は商品が同じ野菜の同じカンランにいたしまして、大根にいたしまして、きわめてバラエティーに富んでおります。産地も非常にいろいろございします。そこでなかなか荷物がまとまらないといふ問題がございまして、小売店ではできるだけバラエティーに富んだ商品の陳列をしなければならぬわけにございします。それが、それが、それは、やはり中央卸売市場のような大きな組織で、市場に一度集荷されたほうが、むしろ流通経費がかからないといふ傾向がある、少なくとも現段階ではそういう傾向がございします。しかし考へ方として、で

きるだけ産地から直接引くといふことは望ましい方向と考へますし、特に中央市場を現に經由してないような商品につきまして、消費地の周屋をわざわざ通して小売り段階に入る必要のないものもございします。で、そういうものは直売、あるいはそれに準じたような方法を考へてみたいと思つております。

○北條八君 そうすると、そういうことができれば、入居業者とそりいあるいは団体との特別な關係があつた場合には、入居業者の売り場の一部をさいて直接当たらせるといふこともでき得るのじゃないかと思ひますが、その点はこの法案によつてはできないのですか。

○政府委員(松岡亮君) 今度の公設市場は、できるだけ既存の小売店を活用していきたくと考へております。で、出荷団体があまり直売で小売市場を大きく占拠するといふようなこともつてはまいらないようにいたしたいと考へておりますが、しかしお話しのような問題については、そういう面、特にたとえばプロイラーなどこれから普及しようといふようなものもございします。せっかく農協組織で大々的に生産に乗り出してこれを普及しようといふふうなものもございしますし、そういうものについては、特にさういふふうもしてみたいと考へております。

○北條八君 次に、この管理会は二十二条の二によりまして、生鮮食料品の種類、品質、価格その他の購入、保管及び販売に關し必要な事項についての指導を行なうことができると思ひますが、この指導の内容といふの

は、具体的にどういふことなんでしょうか。

○政府委員(松岡亮君) いま申し上げましたプロバイラーの扱いなども一つの指導でございますが、別なもので申し上げますと、パッケージを指導する。同じ商品は同じ包装で事前に包装をやる。店に着いてからでなくて、たとえばメーカーの段階で同じ品物を同じ量目、同じ包装にしてしまふ、そういうような指導を加える必要がございます。そういう点も指導の対象でございます。

○北條八郎君 この指導といつても、これは口先だけの指導でなく、もつと積極的に動いて、そして仕入れの代行をするというふうな、代行ができないところにはあつて、せんで、積極的に安い品物を入荷させるというふうなことでやつぱりするわけですね。

次の二十二条の一項の三に、管理会は小売業者に対して生鮮食料品等の購入のあつせんを行ない、及び小売業者の委託を受けて業務の一部を代行する、この業務の一部を行なうことができることあるのだから、ある程度積極的に事業にタッチすることができんじやないかと思ふのですが、この業務の一部といふのは、どういうことを言つておられますか。

○政府委員(松岡亮君) 二十二条の第一項の三の前の段の「購入のあつせん」は先ほどのプロバイラーなどのごいふものを、公益的に見まして、こういうものをぜひ小売市場で扱つたほうがよろしい、あるいは新製品だけれども普及するにいいじゃないか、あるいはこの際こういうものの値段を安定させるために、こういう品物をこの際少し

オーバーに扱つてはどうかというふうな、いろいろのあつせんをいたしますが、特定のメーカーあるいは特定の商社などの売り込みのためのあつせんというふうなことはさせないようにはしたいと思ひます。それから後段の「業務の一部」といふことでございますが、これを具体的に考えております。これは入居業者が一本になる。これは一本になれば一番いいのですが、たとえば加工食品がございましたりして必ずしも一本にならない場合に、チェック・アウトだけはやはり一緒にしてもらふ必要がある。その場合にチェック・アウトを管理会がかわつてやつてやる、こういうことを考えておるのでございます。

○北條八郎君 そうすると入荷する場合に入荷先のあつせんですね、安くしていい品物を入荷させるように特定の団体と結びつけるためにあつせんすることではないのですか。

○政府委員(松岡亮君) それが流通の合理化に資するとか、あるいは新しい商品の普及に役立つとか、そういう公益の目的に役立つと考えられる場合は、あつせんを積極的にやるべきものと考えております。

○北條八郎君 そうすると、管理会といふものは実際の仕事というよりも、むしろ建物の管理あるいは事務的の仕事が主でありまして、この生鮮食料の価格安定あるいは流通の合理化といったようなことに對して、何ら力を発揮することができないことになりませんか。そういう点につきまして、私はこの管理会の存在価値が非常に疑われるわけなんですけれども、どういふと

ころにこの管理会の価値的存在といひますか、あるんでしょうか。

○政府委員(松岡亮君) 建物の建設管理、特に建設の土地をきめるとかいうこともなかなかめんどろな問題でございますが、入居業者を選定する、これも容易ならぬことでございます。そういったことのほか標準価格を定め、あるいは、たとえば先ほど来問題になっております仕入れ先のあつせん、これは特定の品物については特に出荷団体と直接取引を指導するとかいうような業務があります。標準価格を定めて、それを守らせるといふことは、これは日常指導しなければならぬ業務で、相当な業務だと考えております。

○北條八郎君 標準価格は、これは中央市場で定めるわけでありまして、それを守らせるといふことは、先ほども申し上げたとおり、その標準価格というものは一応は立ちますけれども、それはもうごく新しい品物に対する標準価格でありまして、それが一日の朝と昼と晩と違つてくるし、守らせるといふのを監督するのには、やア何をするに守らせるとか、標準価格は一応はわかつた。それに、それが二割五分なら二割五分をかけたものをもち、それ以上に非常に高くしたものは取り締まるとかいうような取り締まりの対象にする根拠といふものは、しつちやう変わつてきておるんです。ですから取り締まることはできない。自由になかき何んなわけだろと思つて先ほどもいんじやないか。

○大河原一孝君 委員長閣下。先ほどの答へでもらひたい。先ほどの質問の指定を管理会があつせんをして、一つの取引所にあつせんをするといふ、そういう場合に、これは管理会が行なうという事になりまして、これは、これは悪く解釈する意味じゃないけれども、そのあつせん先の指定によつて何かそういうことが常時行なわれるという事になれば、一方にはこれは入居者の自主性というものが、もちろん入居者の自主性に対して、ある程度の規制はしなくちゃならぬだろうと思ひますが、いろいろ好みやその他があるわけですから、それをまた管理会が指定先をあつせんをするといふような中から、特定の卸業者といふことになります。特定の商業に対して約束づけるというふうな結果を生みやしないかという危険もあるんじゃないかと思ひますが、こういう点もひとつあわせて御答へ願ひたい。

○政府委員(松岡亮君) 先ほども申し上げましたように、特定の荷主機関とか、特定の商社から買入といふようなあつせん指導は行なはれないわけでございます。しかし、公益的に見まして、こういう品物はぜひ直売の方法で考えろといふような指導、これは公益上からいつても望ましいことであります。そういうものは積極的に指導すべきだと、こう思ふのであります。それから価格を守らせるといふことでございますが、確かに鮮度などの問題もあ

りますから、事ここまかに統制し、あるいは取り締まるというふうなことはできないわけでございます。大阪などの例を見ますと、やはり職員が見回りをしまして、よく妥協な、鮮度が落ちればそれなりの値段で、標準価格を基準として売られてゐるかどうかといふこ

とを見回つておるわけでございます。それから、標準価格につきましても、大阪の場合は、非常に長い経験を積んだ職員がやつておるそうでございます。中央市場の仲値から、きよりはこのくらいが妥当だといふことをきめるわけでございます。その辺も画一的なきめ方だけではまいらぬと思ひます。やはり加味して、大体の基準を置きましても、その辺少し考慮するといふようなことがなければならぬ。やはりそこは幅はございますけれども、相当なものがあると考えております。

○北條八郎君 その管理会が常に需給に合つて、また暴騰、暴落のないようにするのことが一番大事な役割りにするのが、これが一番大事な役割りにするのじゃないかと思ひます。万一暴騰、暴落のあつたような場合に、何か管理会がそこで業者のためにするといふことが望ましいと思ひます。これをこの規定の中に何か入れるといふようなお考えを前にお持ちになつたことあるのですか、ないのですか。そういうことは一切お考えにならなかつたのでしょうか。

○政府委員(松岡亮君) 私ども目的としては、標準価格を指導いたしまし、目的の第一は、やつぱり安定であると思ひます。でありますから、暴騰するような、ほかの店でかなり上がった場合にもできるだけ上げないで売。それから捨て売りみたいな投げ売りをやるような店が出ますけれども、そういうようなものに対して、あまり乱暴な値段で売らなうことはしないように、やはり安定させることを第一に

して価格の指導をやるべきであらうと考へております。

○北條八君 指導あつせんの中に、やっぱりそういうようなこと、安定させること、あるいは出荷調整などのことを、そういうこともむろんやるのだと思うのです。なお一歩進めて万が一暴落、暴落のあつた場合には、ある程度指示価格をきめておいて、そうしてその損害を補償してやるといふところまで進めていけばいいんだというふうに思ひます。この法案の管理会は、特に主要建物に二階、三階建てで、そうして家賃を目的にしているような、営業までするようなこともございますけれども、そうすると、そこにいわゆる本来の生鮮食料の流通の合理化、価格の安定といふことよりも、貸し家の大家さんみたいな仕事をするようなことになつてしまふというので、非常にその点、私は遺憾に思つておられます。なお、東京都でもつて、これと同じような東京都の小売市場協会というものをつくりまして、そうして何かこれは予算にも計上しまして、これはすでに実行しているといふことを聞きましたけれども、御承知でありましたら、その経過と実績を伺いたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) これは、実は数年前に農林省が指導してつくれたものでございます。当時は、もつと考へ方が違つておりました。映画館がだいたいふ入りになった。ところが、これがちやうど繁華街にありますので、映画館を転用して小売市場につくる、あるいは国有地を貸してつくるのか、そういうことを考へたわけでございますが、現実問題として、映画館の転用

は、非常に貸し賃を高く要求されまして、話にならないで、結局北区にあり、ます農林省の管理している国有地を貸与いたしまして、公認小売市場をつ

つたのでございます。その際にも、東京都は、都自身あるいは特別区が、直接これを管理することはむずかしいから、財団法人の小売市場協会をつ

つて運営したいといふことで、その財団をつつたわけでございますが、その後の営業の状況は、かなり繁盛して

○政府委員(松岡亮君) 小売市場自身には出資をいたしておりますが、財団法人に対して、東京都が百万円

と、関係団体が同じくいくつ、合計四百万円の出資をいたしております。○北條八君 西ヶ原のほうに、やはりそういうものができておると聞きま

したが、今のお話とは違ふようであり

○政府委員(松岡亮君) いま申し上げたのは、西ヶ原にできたものでござい

ます。○北條八君 映画館のですね。○政府委員(松岡亮君) 映画館の転用

は、話がつきませんで、持ち主のほう

○北條八君 今度の法案は、この立案はいつごろやられたのか。また、そ

のときに、初めから東京都のほうと連

係をとつておやりになつておつたのか

○委員(青田源太郎君) つきまして

はこの際、委員長は、その補欠として、

理事に矢山有作君を指名したいとい

○委員(青田源太郎君) 御異議ない

と認めます。

○委員(青田源太郎君) 御異議ない

と認めます。

○委員(青田源太郎君) 御異議ない

と認めます。

2 漁獲共済に係る共済掛金は、農林省令で定める事由がある場合には、分割して支払うことができる。

3 第一項の規定による共済掛金の支払は、当該共済掛金が第九百九十五条〇の規定による補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を差し引いて得た金額によつてすれば足りる。

4 第一項後段の規定により概算金額をもつて支払つた場合の精算及び第二項の規定による分割支払に關し必要な事項は、農林省令で定める。

5 第一項の規定による共済掛金の支払をその支払期限までにしないときは、当該共済契約は、その効力を失ふ。

○及び事務費

○共済掛金の補助

第九百九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する漁具を共済目的として漁具共済に係る共済契約を締結している場合には当該漁具共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一 第九百九十四条第一号に掲げる漁業に属する漁業又は同条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者

二 第九百九十四条第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済又は第九百九十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲共済又は養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの

2 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、漁業共済団体の事務費の一部を補助することができる。

3 国は、前二項の規定による補助のほか、漁業共済団体が行なう事業の円滑な運営に支障を生じないよう適切な措置を講ずることに努めなければならない。

○共済掛金の交付の方法

第九百九十六条 前条〇の規定による共済契約者に対する補助金は、当該共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てられたため、当該組合に交付する。

2 前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てられたため、連合会に交付することができる。

附則

第二条 政府は、中小漁業者の漁業事情の推移並びに漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の実施の状況に應じ、この法律に基づく漁業災害補償の制度

における共済掛金率、共済責任の負担区分〇等に関する検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の検討は、漁業共済団体の共済責任を保障する事業を政府の事業としてすみやかに実施することを旨として行なわれなければならない。

五月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、レモンの抜打ち自由化取消しに關する請願（第二六四九号）（第二六七一号）（第二六九五号）

一、昭和三十九年産なたねの基準価格に關する請願（第二七〇一号）

第九百九十六条 前条〇の規定による共済契約者に対する補助金は、当該共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てられたため、当該組合に交付する。

○補助金の交付の方法

第九百九十六条 前条〇の規定による共済契約者に対する補助金は、当該共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てられたため、当該組合に交付する。

2 前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てられたため、連合会に交付することができる。

附則

第二条 政府は、中小漁業者の漁業事情の推移並びに漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の実施の状況に應じ、この法律に基づく漁業災害補償の制度

この請願の趣旨は、第二六〇三号と同じである。

第二六九五号 昭和三十九年五月二十日受理

レモンの抜打ち自由化取消しに關する請願

請願者 東京都中央区宝町二ノ八日本レモン輸入協会

内 中村盛三外一名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二六〇三号と同じである。

第二七〇一号 昭和三十九年五月二十一日受理

昭和三十九年産なたねの準備価格に關する請願

請願者 佐賀県鹿島市浅浦 鈴木正高外二千四百八十六名

紹介議員 杉原 荒太君

本年産なたねの基準価格は、物価労賃の上昇にみあい、生産費及び所得を十分に補償しうよう決定せられたいとの請願。

理由

なたね生産農家の保護政策として、昭和三十六年に交付金法が制定されたが、同法による既行基準価格は、諸物価及び労賃が著しく値上がりした今日、生産者の要望にもかかわらず低価格に抑制されているため、年々農家の生産意欲は減退している。農業基本法には、農家の所得を他産業なみに確保することがうたわれているのに、現行基準価格が生産費及び所得を十分に補償していないことは、はなはだ不満である。

請願者 広島県豊田郡瀬戸田町 全国レモン生産者組合

内 本坊鶴吉外二十一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第二六〇三号と同じである。

第二六九五号 昭和三十九年五月二十日受理

レモンの抜打ち自由化取消しに關する請願

請願者 東京都中央区宝町二ノ八日本レモン輸入協会

内 中村盛三外一名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二六〇三号と同じである。

第二七〇一号 昭和三十九年五月二十一日受理

昭和三十九年産なたねの準備価格に關する請願

請願者 佐賀県鹿島市浅浦 鈴木正高外二千四百八十六名

紹介議員 杉原 荒太君

本年産なたねの基準価格は、物価労賃の上昇にみあい、生産費及び所得を十分に補償しうよう決定せられたいとの請願。

理由

なたね生産農家の保護政策として、昭和三十六年に交付金法が制定されたが、同法による既行基準価格は、諸物価及び労賃が著しく値上がりした今日、生産者の要望にもかかわらず低価格に抑制されているため、年々農家の生産意欲は減退している。農業基本法には、農家の所得を他産業なみに確保することがうたわれているのに、現行基準価格が生産費及び所得を十分に補償していないことは、はなはだ不満である。

請願者 広島県豊田郡瀬戸田町 全国レモン生産者組合

内 本坊鶴吉外二十一名

紹介議員 柴谷 要君